工　事　仕　様　書

<table>
<tr><td colspan="2">工　事　名</td><td colspan="3">美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事</td><td>施工位置</td><td colspan="4">益 田 市 美都町地内</td></tr>
<tr><td rowspan="7">入札・契約の方法及び条件</td><td>契 約 方 法</td><td colspan="3">簡易型一般競争入札</td><td>入札場所</td><td>益 田 市 役 所</td><td>入札日時</td><td>平成　年　月　日（　）
時　分より</td></tr>
<tr><td>入札保証金</td><td>免　除</td><td>契約保証金</td><td colspan="5">要　（１００分の１０以上）　※低価格入札者：１００分の３０以上
◎　契約保証に必要な経費は一般管理費に含む。
◎　落札者は、落札後、土、日、祝祭日を含む７日以内に関係書類を提出しないと落札が無効となります。</td></tr>
<tr><td>調査基準価格</td><td colspan="7">設ける　※　益田市建設工事低入札価格調査取扱規程の適用あり。</td></tr>
<tr><td>前　金　払</td><td colspan="2">有　請負金額の　４／１０以内
※低価格入札者：１０分の２以内</td><td>部分払
中間前金払</td><td>工期中　１　回
請負金額の2/10以内</td><td colspan="2">契約締結時に部分払い、中間前金払のいずれかを選択すること。契約締結後の変更は認めません。</td></tr>
<tr><td>その他の条件</td><td colspan="6">①　郵便入札は認めない。　②　再度入札は１回まで。</td></tr>
<tr><td>工期（完成）
施 工 期 限</td><td colspan="6">平　成　21　年　3　月　27　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">監　督　員</td><td>総括監督員
課長補佐　長岡　邦政　印</td><td>主任監督員
係長　松崎　徹　印</td><td colspan="2">監督員
主任　澄出　賢哉　印</td><td colspan="2">契約・管理課　印</td></tr>
<tr><td>記事</td><td colspan="7">＊　島根県土木工事共通仕様書による。
(1)請負代金の額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。
(2)入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって専任技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため、入札辞退届を提出すること。
(3)落札後において専任技術者の重複等によって専任技術者の配置ができないことが明らかとなった場合は、契約前であれば契約を締結しないこともあり得る。契約後であれば契約を解除することもあり得る。

仕様書に対する質問は、　月　日（　）　時　分までに契約・管理課（FAX：２３－４９７７）へFAXで送信すること。</td></tr>
</table>

工　事　特　記　仕　様　書

この工事の施工に当たっては島根県農林水産部・土木部の「島根県公共工事共通仕様書」によるもののほか、この特記仕様書によるものとする。

なお、「見積参考資料」、「積算用参考図」は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、これらの資料は「設計図書」とはならない。よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、請負者の責任において定めるものとする。

第１条　工期

工期は、雨天・休日等を見込み、完了日を平成21年3月27日とする。なお、休日等には日曜日・祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第２条　施工計画書

請負者は、「島根県公共工事共通仕様書」1―1―4施工計画書に加え、次の事項を記載しなければならない。

１．段階確認に関する事項

~~２．イメージアップの実施内容~~

３．安全・訓練の活動計画

~~**第３条　調査・試験に対する協力**~~

１．この工事は、以下に掲げる事項の対象となっているので、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。なお、調査方法については、「島根県公共工事共通仕様書」１－１－１２調査・試験に対する協力によること。

１．公共事業労務費調査

２．諸経費動向調査

３．施工合理化調査

２．この工事は、以下に掲げる事項の対象となっているので、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

１．建設副産物実態調査

２．施工形態動向調査（モニタリング調査）

３．----------　　※必要なもの以外は削除すること。

第４条　下請負人の通知

１．請負金額にかかわらず、すべての下請負人について下請負人通知書により発注者に提出すること。
通知書は、下請負に関して下記のいずれかの事由の生じた日から、７日以内に下請負人通知書を提出すること。

１．下請負契約を締結したとき

２．下請負契約を締結しないことを決定したとき

３．下請負人通知書の記載事項に変更があったとき

２．請負者は下請負人については県内に主たる営業所を有する者を使用するように努めなければならない。
注１　下請負人通知書「４　下請負人の状況」については、２次下請以降もすべて記入すること。
注２　それぞれの契約書等の写しを添付すること。

第５条　暴力団等による不当介入の排除対策

１．集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれのある団体、又はその構成員、もしくはこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督職員にその旨を速やかに報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

２．この場合において、工事等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督職員に協議すること。

第６条　交通安全管理

道路工事等、交通保安上の措置を施さなければならない工事は、「道路工事等保安施設記録簿（別添様式－３）」

を監督職員へ提出すること。

第７条　土石流等に関する安全対策

本工事は、土石流または「冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等（以下『雪崩等』という。）」の到達するおそれのある現場であるので、下記の事項に留意すること。

１．工事の施工に当たり、十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を検討すること。
２．安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議を行うこと。
３．安全対策に資する資料及び安全対策費（安全費）に関しては、別記４「土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書」によること。
４．雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
５．雪崩等の危険が相当期間続くと予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議すること。
６．工事完成届けを発注者に通知してから工事目的物の引き渡しをするまでの間に雪崩等への対応が必要と判断した場合は、島根県公共工事請負契約約款第５５条に基づく協議を行うこと。

第８条　流水の汚濁対策

河川工事等により流水の汚濁が予想される場合は、水質汚濁防止法を遵守し、汚濁の量、期間が最小限となるよう努めなければならない。

第９条　内水面漁業

河川等の工事において内水面漁業者の権利を侵害する恐れのある場合は、下記の事項に留意すること。

１．請負者は、契約締結後、直ちに漁業協同組合等と別添様式－１により協議を行うこと。
２．請負者は前項の協議において現地協議を求められたときは、速やかにこれに応ずること。
３．請負者は、前号の協議が整ったときは確約書を取り交わすこと。
４．請負者は、第１項又は第２項の協議が整ったときは、その旨監督職員に報告し、確認を得ること。
５．請負者は、第１項又は第２項の協議が不調に終わったときは、その旨監督職員に報告し、指示を受けること。

第１０条　建設発生土の利用又は搬出

工事に使用する土砂の取り扱い及び工事の施工に伴い発生する土砂の取り扱いについて、別記１「建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書」に定めのある場合はこれによること。

第１１条　建設廃棄物の処理

１．建設廃棄物の処理に関しては、別記２「建設廃棄物の処理に関する特記仕様書」及び別記１１「建設汚泥の処理及び再生利用に関する特記仕様書」によること。
２．本工事がラージリサイクル法に定められた一定規模以上の工事となっている場合は、「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」（島根県公共工事共通仕様書様式集様式第５４、５５号：「建設リサイクルデータ統合システム－ＣＲＥＤＡＳ－」にて作成すること）を作成し、施工計画書に添付すること。
　また、建設工事完了後には、その実施状況の記録（実施書）を監督職員に提出するとともに、１年間保存すること。

ラージリサイクル法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書を作成する工事	再生資源利用促進計画書を作成する工事
次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事 1．土砂・・・・・・・・・・・1,000㎥以上 2．砕石・・・・・・・・・・・　500ｔ以上 3．加熱アスファルト混合物・・　200ｔ以上	次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事 1．土砂・・・・・・・・・・・1,000㎥以上 2．コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 合計 200ｔ以上

※資源有効利用促進法（ラージリサイクル法）により、元請業者は一定規模以上の建設資材を搬入する工事については「再生資源利用計画」を、一定規模以上の指定副産物が工事現場から搬出される工事については「再生資源利用促進計画」を作成することが義務付けられている。

３．建設廃棄物の処理を行う場合は、「建設廃棄物処理計画書」（別添様式－４）を作成し、施工計画書に添付すること。

なお、「再生資源利用促進計画」（様式第５５号）を作成している場合は、「建設廃棄物処理計画書」を兼ねることができるものとする。

４．本工事で発生する建設廃棄物のうち、島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税（島根県産業廃棄物減量税）が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事では島根県産業廃棄物減量税相当額を見込んでいる。

~~第１２条　再生資源の使用~~

工事用資材のうち再生資材を使用するものについては、別記３「再生資材等の使用に関する特記仕様書」によること。

第１３条　寒中コンクリート

寒冷期に打設するコンクリートにあって、「島根県公共工事共通仕様書」第１編３－１０－３　第２項により特殊養生を行う場合は監督職員と協議すること。この場合一般養生と特殊養生は図面で区分し、数量が確認できる資料を作成すること。

第１４条　低騒音型・低振動型建設機械の使用

騒音規制法第３条の規定に基づき定められた地域（昭和６２年3月１７日付け島根県告示第３１２号）において使用する建設機械については、国土交通省が定めた「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を用いること。

なお、規制地域を表示した図面は、島根県環境生活部環境政策課、関係保健所及び関係市役所に備え置いてある。

第１５条　建設機械の排出ガス対策

トンネル坑内で使用する建設機械のうち、下記にあげる７機種については、建設省が指定した「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」を使用すること。

機　　種	備　　考
バックホウ トラクタショベル 大型ブレーカー コンクリート吹付機 ドリルジャンボ ダンプトラック トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

第１５条の２　建設機械の排出ガス対策（一般建設機械）

１．本工事（仮設工事含む）において以下に示す建設機械を使用する場合の工事費積算は、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年１０月８日付け建設省経機発第２４９号　最終改訂平成１４年4月１日付け国総施第２２５号）排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成１８年3月１７日付け国土交通省告示第３４８号）もしくは第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成１８年3月１７日付け国総施第２１５号）に基づき国土交通省で指定された建設機械の使用を標準としている。なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなす。

機　　種	備　　考
・バックホウ ・ホイールローダ ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット類 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの ：油圧ハンマ・バイブロハンマ・油圧式鋼管圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバースサーキュレーションドリル・アースドリル・地下連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機 ・ローラ類 ［ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ］ ・ラフテレーンクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械を対象とする。

2．排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書（島根県公共工事共通仕様書１－１－４施工計画書（４）指定機械）の中で、（１）機種、（２）メーカー名、（３）型式、（４）台数、（５）使用工種等を記載するものとする。また、「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出するものとする。

なお、特に理由があって排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、当該機種に設計変更する。

第１６条　運搬車両に関する留意事項

１．工事用資材等の積載超過のないようにすること。

２．過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

３．ダンプカーのさし枠装着車等による違法運行は行わないこと。

第１７条【土木】　買取り補償立木の伐採について

本工事の施工区域内に買取り補償の対象となった立木が存する場合は、別記５「買取り補償立木の伐採に関する特記仕様書」によること。

第１８条　現場における主任技術者等の確認のための措置について

請負者は工事現場内において、監理技術者、主任技術者（下請けを含む）に氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用するものとする。

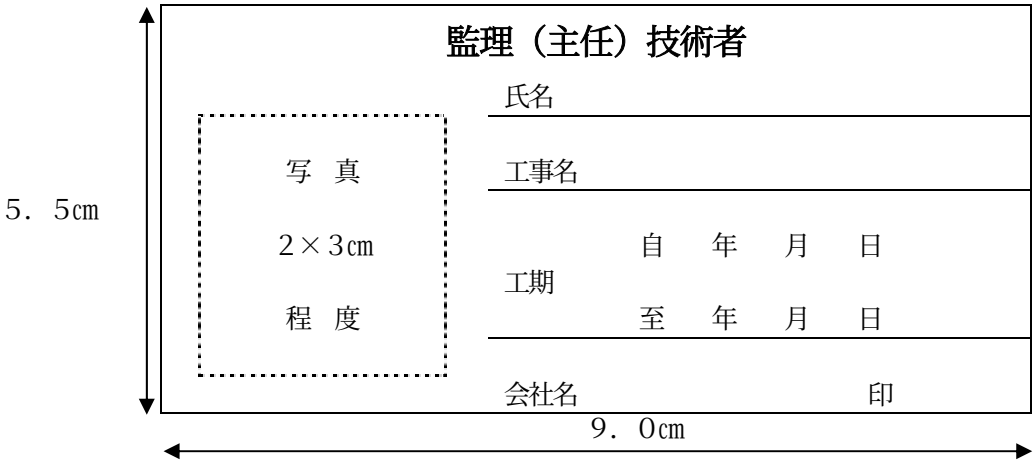

~~第１９条　建設リサイクル法について~~

本工事は建設リサイクル法に基づく対象建設工事であるため、別記６「建設リサイクル法に関する特記仕様書」によること。

第２０条【土木】　履歴板の設置

島根県公共工事共通仕様書に特段の定めがある場合を除き下記の構造物を施工する場合は、履歴板を設置するものとする。なお、履歴板の設置位置、仕様等は監督職員の指示によること。

・擁壁工（直高２．０m以上、護岸工含む）
・法枠工（護岸工含む）
・自立式矢板護岸工
・コンクリート（モルタル）吹付工
・カルバート工（内径１．５m以上、プレキャスト含む）
・ロックシェッド工
・スノーシェッド工
・集水井
・橋梁上部工、下部工
・トンネル
・高さ３m以上の堰、水門、樋門

ただし、「島根県公共工事共通仕様書に特段の定めがある場合」であっても、現場打ちコンクリート構造物については、品質確保の観点から「コンクリート強度、水セメント比」を明確にするため、履歴板を設置するものとする。

第２１条　擁壁工、函渠工、橋台・橋脚工について

本工事にて施工する場所打擁壁工（構造物単位）、場所打函渠工（構造物単位）、橋台・橋脚工（構造物単位）については、下記によること。

【場所打擁壁工】

場所打擁壁工（構造物単位）の小型擁壁、重力式擁壁、もたれ式擁壁、逆Ｔ式擁壁、Ｌ型擁壁の数量は、つま先、かかと版、突起を含む擁壁本体コンクリートの数量（擁壁天端の壁高欄を除く）であり、型枠、足場（小型擁壁及び擁壁平均高さ２m以下の重力式擁壁は含まれていない）、コンクリート関係の費用を含んでいる。

また、雑工種として、基礎砕石、均しコンクリート、目地材、水抜パイプ、吸出防止材（点在）を計上しているが、現地の状況により不要となる場合及び擁壁本体コンクリート数量に変更がある場合以外は、数量の変更が生じても原則として設計変更の対象としない。なお、雑工種の出来形管理及び品質管理については、仕様書及び図面に基づき適切に実施すること。

【場所打函渠工】

場所打函渠工（構造物単位）の函渠の数量は、ウイング、段落ち防止用枕、止水壁、すべり止め突起を含む函渠本体コンクリートの数量であり、型枠、足場、支保、コンクリート関係の費用を含んでいる。また、雑工種として、基礎砕石、均しコンクリート、目地材及び止水板（継手Ｉ型）を計上しているが、現地の状況により不要となる場合及び函渠本体コンクリート数量に変更がある場合以外は、数量の変更が生じても原則として設計変更の対象としない。なお、雑工種の出来形管理及び品質管理については、仕様書及び図面に基づき適切に実施すること。

【橋台・橋脚工】

橋台躯体工・橋脚躯体工（構造物単位）の逆Ｔ式橋台、Ｔ形橋脚、壁式橋脚の数量は、翼壁を含む橋台・橋脚本体コンクリートの数量（翼壁天端の壁高欄を除く）であり、型枠、足場、支保、コンクリート関係の費用を含んでいる。

また、雑工種として、基礎砕石、均しコンクリートを計上しているが、現地の状況により不要となる場合及び橋台・橋脚本体コンクリート数量に変更がある場合以外は、数量の変更が生じても原則として設計変更の対象としない。なお、雑工種の出来形管理及び品質管理については、仕様書及び図面に基づき適切に実施すること。

注）１．下線部分は、設計図書等により必要なものを記載すること。
　　２．必要のない構造物については削除すること。

第２２条　県産木材利用の推進について

請負者は、「公共部門における木材利用行動計画」（平成１７年４月島根県策定）に基づき公共工事での県産木材の着実な使用を確保するため、本工事で整備する土木構造物（仮設構造物含む）において積極的に県産木材を使用するよう努めるものとする。

なお、本工事は、別記７「木製構造物の施工に関する特記仕様書」に示す木材利用量を見込んでいる。

第２３条　高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに別添様式－２により提出することができる。

第２４条　事故報告について

~~【農業農村・森林整備・漁港漁場】~~

~~請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報しなければならない。~~

【　土木　】

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員の指示により報告書作成の対象となる場合においては、原則として下記ＵＲＬにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指定する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議のうえ別途提出するものとする。

建設工事事故データベース　ホームページアドレス：http://sas.ejcm.or.jp/

~~**第２５条　六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）について**~~

本工事は「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、別表１に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）によるものとする。

~~**第２６条　石綿障害予防規則の施行に伴う成形板等の飛散しにくい建材への対応について**~~

【土木・森林整備・漁港漁場】

石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。

【農業農村】

石綿障害予防規則に基づき、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。

~~**第２７条　連節ブロック護岸工の端部処理について**~~

【土木】

連節ブロック護岸工に設置する吸出防止材は、小口止部で折り曲げた後、小口止と連節ブロックを密着させること。やむを得ず小口止と連節ブロックの間に隙間が生じる場合は、吸出防止材を小口止部で折り曲げた後、調整コンクリートを打設すること。

~~**第２８条　境界杭等の設置について**~~

【土木】　本工事において境界杭等を設置する場合は、別記８「境界杭等の設置に関する特記仕様書」によること。

－　第２９条　電子納品

１．本工事は、電子納品対象（試行）工事とする。

２．成果品は、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）平成19年10月島根県土木部技術管理課」（以下「簡易ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で２部提出する。簡易ガイドラインで特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

３．対象・試行工事については、別に定める電子納品運用適用スケジュールによること。

４．試行とは、工事受注後、受発注者協議により、電子納品対応可能の協議が整った工事について、電子納品を行うこ

と。

～～第３０条　植生工の生育状況について～～

植生工の生育状況に関しては、別記１２「植生工の生育状況に関する特記仕様書」によること。

別　記

別記１　建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書

別記２　建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

別記３　再生資材等の仕様に関する特記仕様書

~~別記４　土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書~~

~~別記５　買取り補償立木の伐採に関する特記仕様書~~

~~別記６　建設リサイクル法に関する特記仕様書~~

~~別記７　木製構造物の施工に関する特記仕様書~~

~~別記８　境界杭等の設置に関する特記仕様書~~

~~別記９　多段式かごマット工に関する特記仕様書~~

~~別記１０　河川護岸用吸い出し防止材に関する特記仕様書~~

~~別記１１　建設汚泥の処理及び再生利用に関する特記仕様書~~

~~別記１２　植生工の生育状況に関する特記仕様書~~

別記１

建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書

１．建設発生土の利用

本工事に使用する土砂は、下記の工事あるいはストックヤードからの建設発生土を利用するものとする。

なお、搬出側工事等のやむを得ない事情により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

記

１）工事(ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ)名　：

２）工事(ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ)場所：

３）土　量：　　㎥、土　質：　　、運搬距離：　　km

４）搬出予定時期：

５）請負者(ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ管理者)：

担当者名　　、TEL(　　)　-

６）留意事項：

２．建設発生土の搬出:工事間流用【指定処分（Ａ）】

本工事に伴い発生する土砂は、指定処分（Ａ）として下記工事へ流用するものとする。

なお、流用先工事のやむを得ない理由により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

記

１）工　事　名:

２）工 事 場 所:

３）土　　量:　　㎥、土　質:　　、運搬距離:　　km

４）受入予定時期:

５）請 負 者 名:

担当者名　　、TEL(　　)　-

６）留 意 事 項:

３．建設発生土の搬出：同一工事内の埋土地等への流用【同一工事内利用】
公用地、常設施設、発注者が指定する受入地への流用【指定処分（Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ）】

本工事に伴い発生する土砂は、同一工事内の埋土地等への搬出、あるいは指定処分（Ｂ）、指定処分（Ｃ）、（Ｄ）、指定処分（Ｅ）として下記受入地（施設）へ搬出（又は仮置）するものとする。

なお、指定処分（Ｃ、Ｄ）において明示した受入施設での受入が困難となった場合など、明示した施設と異なる施設へ搬出せざるを得ない場合は、監督職員と協議すること。

記

１）受入地（施設）名称：

２）受 入 場 所:

３）土　　量:　　㎥、土　質:　　、運搬距離:　　km

４）留 意 事 項:

４．建設発生土の搬出：請負者が確保する受入地への流用【指定処分（Ｆ）】

本工事に伴い発生する土砂は、指定処分（Ｆ）として以下の要件を満たす受入地において有効利用を図るものとし、下記により搬出するものとする。

（要件）

ア　関係法令等で必要な許可を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われること。
イ　建設資材等として有効利用するものであること。
ウ　妥当な跡地利用計画があること。
エ　里山等の自然環境を損なうものでないこと。
オ　安全管理や環境配慮等が十分になされていること。
カ　周辺住民の苦情等がないこと。
キ　その他、必要な要件が整っていること。

記

１）土　　量：　5　　m^3、土　質：　礫質土　　、運搬距離：5㎞

２）留 意 事 項：

また、事前に「建設発生土受入地届」を監督職員に提出し、確認を受ける。

なお、運搬距離等に変更が生じた場合の手続きは監督職員の指示による。

※）

指定処分については、（Ａ）～（Ｆ）のうち該当するタイプを明示すること。

指定処分（Ａ）：工事間利用による処分方法
指定処分（Ｂ）：公用地等に仮置きする処分方法
指定処分（Ｃ）：公的機関の常設ストックヤードまたは県登録の民間の常設ストックヤードへ搬出する処分方法
指定処分（Ｄ）：公的機関の常設受入施設または県登録の民間の常設受入施設へ搬出する処分方法
指定処分（Ｅ）：発注者が指定する受入地へ搬出する処分方法
指定処分（Ｆ）：請負者が確保する受入地へ搬出する処分方法

建設発生土受入地届

平成　　年　　月　　日

（発注者）

様

請負者　住所
氏名

建設発生土の処分地について下記のとおり届け出ます。

記

1　工　事　名：
2　工　事　場　所：
3　受　入　所　在　地：
4　現　況　地　目：
5　土　地　所　有　者：
6　土地利用責任者：
7　建設発生土の利用用途：
8　跡地利用計画等：

添付書類
- 関係図面（位置図・平面図・計画図・付属施設の構造図）
- 運搬ルート図
- 受入地の状況写真
- 土地所有者の承諾書
- 関係法令の許可証の写し（許可手続きが必要な場合）
- 盛土の安定計算（必要な場合）
- 土砂の流出防止、排水対策に関する書類
- 採石場跡地である場合
  1)処分地の採石法及び砂利採取法における採取廃止届又は、認可中の採石場跡地に処分する場合は、発生土の受入が認可採取計画に合致していることを証明する書類の写し

別記２

建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

1．建設廃棄物の処理は、廃棄物処理法及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。
2．建設廃棄物の処理は、廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、工事完成時に委託契約書の写しを提出すること。
3．建設廃棄物が適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にＤ票及びＥ票の写し、または電子マニフェストから印刷した受渡確認票（ＪＷＮＥＴのロゴマーク付き）を提出すること。
4．請負者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。
5．建設廃棄物に処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
6．本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。
1)コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊
工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出すること。ただし、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出については、工事現場から直線で半径４０キロメートルの範囲内の施設に原則搬出すること。また、アスファルト・コンクリート塊については、再生加熱アスファルト混合物としてリサイクルを推進するため、工事現場から直線で半径４０キロメートルの範囲内に下記施設がある場合は、原則その施設へ搬出すること。
再生アスファルト骨材用受入施設
・再生アスファルト合材施設
・中間処理施設のうちアスファルト・コンクリート塊を再生アスファルト骨材用として、再生アスファルト合材施設へ搬出する施設
2)建設発生木材（伐木・除根材を含む）
工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出すること。ただし、工事現場から 50 ㎞の範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の①及び②の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができるものとする。
①工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
②縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
3)建設汚泥
建設汚泥を改良処理し現場内利用及び工事間利用する場合は、別記１１建設汚泥の処理及び再生利用に関する特記仕様書によるが、中間処理（脱水等の縮減）～最終処分場に搬出する場合は本特記仕様書７による。
7．本工事の施工に伴い発生する建設廃棄物は、下表に示す処理施設への搬出を計画している。
なお、下表は積算上の条件明示であり、明示する処理施設での受け入れが困難となった場合などにより、明示する施設と異なる施設へ搬出せざるを得ないなどの場合は設計変更の対象とする。但し、請負者の責による場合はこの限りではない。

廃棄物処理施設

建設副産物 の　種　類	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ・ ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	建設発生木材	建設汚泥 （中間処理～ 最終処分）	その他 （　　）
①受入れ場所		高橋建設			
②受入れ時間帯	時　分～ 時　分迄	時　分～ 時　分迄	時　分～ 時　分迄	時　分～ 時　分迄	時　分～ 時　分迄
③受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいる。				
④仮置き等					
⑤受け入れ条件	最大粒径 cm程度	最大粒径 cm程度			
備　　考					

８．建設発生木材の運搬処理について

①運搬処理計画について

本工事に伴い発生する木材（伐木・除根材を含む）の運搬処理は、ダンプトラック　　t　　台により運搬し、処理量　　m3(t)とし、運搬車両は仮定規格、運搬処理量は概算数量として見込んでいる。

このため、請負者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬処理計画（運搬車両規格、荷台寸法、計画台数等）を立案し、施工計画書へ記載のうえ予め監督職員と協議を行うこと。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。但し、請負者の責による場合はこの限りではない。

また、処理量については、マニフェストによる数量確認により設計変更の対象とする。

②運搬処理の管理について

建設発生木材のダンプトラック搬出は、適宜荷姿の写真を撮影し、管理資料として添付すること。

荷姿撮影は荷台上で３断面計測を行い、１台当たりの搬出量を確認できるものとし、測定の結果から平均断面法により１台当たりの積載量を算出、これにより全体搬出実績の集計表を作成し、搬出検収量としてマニフェストの写しと共に管理資料へ添付すること。

別記３

再生資材等の使用に関する特記仕様書

１．請負者は、下記について再生資材を使用すること。なお、使用に際し、監督職員及び再資源化施設側（再生資材を製造する施設）と十分協議すること。

①砕石・アスファルトコンクリート・改良土

資　　材　　名	規　　格	使　用　箇　所	備　考
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	下層路盤	
再生コンクリート砂	ＲＳ		
再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ	骨材の最大粒径 13㎜・20㎜	表層工	
再生粗粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ	骨材の最大粒径 20㎜		
再生改質ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ	骨材の最大粒径 20㎜		
再生アスファルト安定処理			
改良土	第　　種改良土		

②植生基盤材

②－１チップ吹付工法による場合

資　材　名	配　　合(1㎥当り)				使 用 箇 所
リサイクルチップ					
による植生基盤材					

上記は、発注者が積算上で想定した工法の配合であり、指定したものではない。同等以上の品質が得られるものであれば、特に配合については問わないが、工法選定にあたっては監督職員と協議すること。

②－２チップ吹付工法以外の植生基材吹付工法による場合

植生基材吹付工の植生基盤材については、原則として廃木材などの廃棄物を利用したリサイクル製品を使用すること。

２．使用に当たっては、島根県公共工事共通仕様書、舗装の構造に関する技術基準・同解説、舗装設計施工指針及びプラント再生舗装技術指針等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。

３．工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は別途協議すること。

４．再生アスファルト混合物のうち、アスファルト・コンクリート再生骨材の配合率は、１０～４０％とし、配合設計書を提出し監督職員の確認を受けること。

５．再生コンクリート砂は、細粒分（７５μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50％未満とする。

６．植生基材吹付工に使用する基盤材は、建設発生木材のチップ化等による有機質系のもの、又は無機質＋有機質系のものとし、材料の混合は、生育基盤材、肥料、接合剤、種子、水等を混合投入し、十分練り混ぜること。

様　　式

~~別添様式－１　　河川工事等の施工について~~

別添様式－２　　高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

別添様式－３　　道路工事等保安施設記録簿

~~別添様式－４　　建設廃棄物処理計画書~~

~~別添様式－５　　木材利用状況書~~

別添様式－２

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		請負者名	
項　目	評価内容	備　　考	
□高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	□自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等	
	□周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理	
	□現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応	
	□施工規模・構造物固有・技術固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事 特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用	
□創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	□準備・後片付け		
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	□品質関係		
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	□施工管理関係		
	□その他		
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

１．該当する項目の□にレマーク記入。

２．具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工　事　名			／
項　　目		評価内容	
提案内容			
（説　明）			
（添付図）			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

別添様式－３

道　路　工　事　等　保　安　施　設　記　録　簿

路　線　名		事　業　名		監督員職氏名	
位　　置		行　為　者		現場代理人	

確認事項	警戒標識			規制標識				指示標識					その他							確認欄	備考
	道路工事中			通行止	車両通行止	片側通行止		この先　m	この先　m	この先　m	工事中		迂回路	バリケード	セフティーコーン	チューブライト	赤（黄）色保安灯	回転灯		施設の設置状況について確認者の氏名を記入のこと	○印内数字は設置位置図面対象番号 ○印外数字は設置数量
数量 月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

注　保安施設記録簿並びに配置図は、工事期間中は常に工事現場に備えておかなければならない。

毎日作業後は保安施設を確認すること。

備考欄は写真撮影等についても記載のこと。

施　工　条　件　書

施　工　条　件　書

（その1）

明示項目	明示事項	制約条件等	備考
1．工程関係	1．関連する別途発注工事　■あり　□なし	ア．工種（処理棟建築工事・場内配管工事・敷地造成工事・膜ろ過施設整備工事・清水配水池整備工事） イ．着工予定（　平成20年10月末）	
	2．他機関協議による工程条件　□あり　■なし	ア．工種 イ．期間	
	3．その他（　　）		
	4．		
2．用地関係	1．補償物件撤去まで着工制限　□あり　■なし	ア．着工期間（　　年　　月） イ．区間（№　　～№　　）	
	2．その他（　　）		
	3．		
3．公害対策関係	1．施工方法の制限　□あり　■なし	ア．騒音　　イ．振動　　ウ．水質 エ．家屋等の調査方法（　　範囲　　）	
	2．その他（　　）		
	3．		
4．安全対策関係	1．交通安全施設関係の指定　□あり　■なし	ア．指定する内容（　　） イ．その他	
	2．鉄道、ガス、電気、水道等の作業制限　□あり　■なし	ア．工法制限あり イ．作業制限あり	
	3．発破作業制限　□あり　■なし	ア．防護工指定あり イ．作業時間制限あり	
	4．その他（　　）		
	5．		
5．工事用道路関係	1．一般道路（搬入路）の使用制限　□あり　■なし	ア．搬入路指定あり イ．時間制限あり	
	2．仮設道路の設置条件　□あり　■なし	ア．一般交通供用あり　イ．安全施設必要 ウ．路面工（工種　　） エ．工事完了後の処置	
	3．その他（　　）		
	4．		

注：1）明示されている項目、事項は標準的なものであり、当該工事について明示すべき事項は「施工条件マニュアル」等を参考に必要に応じ追記すること。

2）明示事項□の該当個所にレ印をして、制限条件等を記載すること。

3）本様式の施工条件は契約条件となる設計書の一部であるから、起工設計書及び土木工事仕様書に添付すること。

施　工　条　件　書

（その２）

明示項目	明示事項	制約条件等	備考
6．仮設備関係	1．仮設備の指定等　□あり　■なし	ア．指定及び施工方法（　　） イ．設計条件（　　）	
	2．その他（　　）		
	3．		
7．残土・産業廃棄物関係	1．残土処分地の指定　□あり　■なし	ア．場所（　別記１　建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書参照） イ．押土、整地必要	
	2．産業廃棄物の処理条件　□あり　■なし	ア．場所（　別記２　建設廃棄物の処理に関する特記仕様書参照） イ．処理法法制限有り（　　）	
	3．その他（　　）		
	4．		
8．工事支障物件等	1．占用支障物件　□あり　■なし	ア．電気　イ．電話　ウ．水道 エ．ガス　オ．（　　）	
	2．その他（　　）		
	3．		
9．排水工（汚水処理を含む）	1．汚水、泥水　□あり　■なし	ア．方法（　　） イ．その他（　　）	
	2．その他（　　）		
	3．		
10．薬液注入関係	1．薬液注入　□あり　■なし	ア．工法（　　）　イ．施工範囲（　　） ウ．注入材料及び注入量（　　）	
	2．その他		
	3．		
11．その他	1．現場発生材　□あり　■なし	ア．品名（　　） イ．納入場所（　　）	
	2．支給品及び貸与品　□あり　■なし	ア．品名（　　） イ．引渡し場所（　　）	
	3．技術管理上特に必要な資料　□あり　■なし	ア．資料名	
	4．貴重動植物　□あり	ア．種類	
	5．その他（　　）		

注：１）明示されている項目、事項は標準的なものであり、当該工事について明示すべき事項は「施工条件マニュアル」等を参考に必要に応じ追記すること。

２）明示事項□の該当個所にレ印をして、制限条件等を記載すること。

３）本様式の施工条件は契約条件となる設計書の一部であるから、起工設計書及び土木工事仕様書に添付すること。

「美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事」

特　記　仕　様　書

～～～　目　　次　～～～

第１章　総　　則

第１節　一般事項 ---------- 1
第２節　仮設工事 ---------- 5

第２章　電気設備一般仕様

第１節　共通事項 ---------- 6
第２節　電気設備工事一般仕様 ---------- 9

第３章　機械設備一般仕様

第１節　共通事項 ---------- 11
第２節　機械設備工事一般仕様 ---------- 13

第４章　遠隔監視設備工事

第１節　機器一般仕様 ---------- 14
第２節　機器仕様 ---------- 15

第５章　試験および検査 ---------- 24

第６章　機器・材料製造者リスト ---------- 26

第７章　電気(機械)設備詳細仕様 ---------- 27

第１章　総　　則

第１節　一 般 事 項

１-１-１．適用範囲

本工事の施工に当っては、「島根県公共工事共通仕様書（平成20年4月1日施行）によるほかこの特別仕様書による。本特記仕様書の適用範囲は、美都簡易水道統合整備事業　清水浄水場膜ろ過設備工事において適用するものであり、法令その他特別に定めるものの他はすべて本仕様に準拠し、本市監督員の指示により工事の施工に当らなければならない。

また、本仕様書に特に定めていない事項については、協議のうえ決定するものとする。

１-１-２．工事名称

美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事

１-１-３．工事場所

島根県益田市美都町地内

１-１-４．施工期日（着手については予定）

平成20年11月25日　～　平成21年3月27日

１-１-５．工事概要

本工事は、美都簡易水道統合整備事業により新設する遠隔監視設備の製作、据付並びに総合試運転を行うものである。

本浄水場は、清水川から導水される表流水を原水とし、計画１日最大給水量235.0 m^3/日（計画処理水量258.5m^3/日）を処理するものである。

本工事に併せて実施される関連工事は、同敷地内において施工する浄水場敷地造成工事、浄水処理棟建築工事、場内配管工事、施設外構工事、膜ろ過設備工事のほかに同敷地外の清水配水池整備工事等を実施することとしており、他工事の工程、進捗状況に留意しなければならない。

また、本施工場所に点在する既設浄水場、既設配水池は稼動中であることに留意すること。

なお、本工事の主な工種は次の通りである。

- 遠隔監視設備およびその付帯設備の製作、据付、試運転工事　　一式
- 遠隔監視設備にかかる電気計装設備工事　　一式
- 遠隔監視設備にかかる機械設備工事　　一式

1-1-6．法令、条例等の適用、諸官庁への手続き

この工事に関係ある法令、条例等はよくこれを遵守し、関係諸官庁、電力会社等に対する必要な届出、手続き等は請負人がこれを代行する。また、諸官庁、電力会社と常に密接な連絡を保ち使用開始に支障のない様にすること。ただし、これに要する費用は、すべて請負人の負担とする。

1-1-7．準拠規格等

本設備に使用する機器材料は、下記の現行標準規格等に準拠るものとする。

ただし、特に指定ある場合はこの限りではない。

（1）水道施設設計指針
（2）日本工業規格（ＪＩＳ）
（3）日本電機規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
（4）日本電機工業会標準資料（ＪＥＭ）
（5）日本電線技術委員会標準資料（ＪＣＳ）
（6）電気設備技術基準（国土交通省令）
（7）内線規定（電気技術基準調査委員会編）
（8）公共建築工事共通仕様書（機械設備工事編）（国土交通省営繕部監修）
（9）電気設備工事共通仕様書（国土交通省営繕部監修）

1-1-8．実施工程表及び施工計画書

着工に先立ち実施工程表及び施工計画書を作成し、監督員の承認を受けなければならない。

なお、実施工程及び施工計画に変更の必要が生じたときは、すみやかに監督員に申請し承認をうけること。

1-1-9．承認図の提出

契約後速やかに本市に担当技術者を派遣し、本仕様書及び図面に基づいて設計製作に関し詳細なる打合せをすること。

技術的打合せの結果、本工事で使用する機器、機材及び施工方法について外形図、配線図仕様等を記した下記承認図を３部提出すること。

なお、承認図により本市の承認を受け、その後製作着手しなければならない。

（1）各機器外形寸法図　詳細図　構造図
（2）結線図および接続図
（3）機器配置図・据付図
（4）施工図（各機器間の配管、電線の接続および電線の種類、太さ、芯数、条数等を明記したもの）
（5）その他本市の指定するもの。

1-1-10．届　　出

この工事契約後１週間以内に請負人は工事責任者（主任技術者、専門技術者）及び工事現場代理人を定めて監督員に届けなければならない。

1-1-11．変更および軽微な変更

1）本工事の施工上必要とあれば実施工事図を提出し、監督員の承認を得て変更することができる。但し、これは仕様書及び設計図の範囲内とする。
2）工事施工中に構造物、機械設備等の関係でおこる器具の位置、配管路の軽微な変更は、請負金額に増減なく施工すること。

1-1-12．機器、材料の検査

1）工事で使用する機器、材料等の検査を要求したときは、請負人は遅滞なくこれに応じなければならない。
2）主要機器のうち本市が指定するものについては工場立会検査を行う。
なお、当検査に必要となる費用は、請負人の負担とする。

1-1-13．施　　工

1）本工事は、本仕様書および設計図書に示された機能を完全に発揮させるよう施工するものとする。なお、本仕様書および設計図書に明記されていなくても、法規上又は、施工上、目的とする機能のために当然必要なものは請負人の責任において施工するものとする。
2）請負人は、本仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合、市の監督員と協議し、その決定に従わなければならない。
3）請負人は工事施工上必要に応じて機器の据付位置及び据付方法、配線等を記した施工図を提出し、市の承認を受けた後施工しなければならない。
4）工事施工の際は、建物その他を棄損しないように注意し、棄損した場合は、監督員の指示に従いすみやかに復旧しなければならない。又､工事施工上必要な壁、床等の穴明けは、建物、構造物の強度を減少させることなく最小限にとどめ、同一材料により完全に復旧するものとする。
5）本工事の施工にあたり、他の工事との取合いとなる際は監督員の指示に従い、各工事請負人間で充分協議し､工事の進捗に支障のないようにしなければならない。

1-1-14．工事日報

請負人は、工事内容とその他必要事項を記載した工事日報を提出しなければならない。

1-1-15．安全衛生管理

工事の施工にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、災害防止に万全の対策を講じ、安全責任者を定めて管理しなければならない。

1-1-16．試験調整

現場据付工事完了後、監督員の立会のもとに、各機器設の単体試験及び総合試験を行い、設備全般の機能が完全に発揮できるよう調整しなければならない。

1-1-17．竣工検査及び受渡し

1）本工事の完成にあたっては、関係官公署及び電力会社等の検査を終了し、合格した後に本市の竣工検査を行うこと。
なお、竣工検査には機器及びその他の試験成績書を提出するものとする。

2）竣工検査において指摘された事項については、速やかに改善し、再度検査を受けるものとする。

3）本工事の受渡し期日は、立会試験及び竣工試験に合格した後とする。

1-1-18．材料保管

本工事竣工までの機器、材料の保管責任は請負人にあるものとする。

1-1-19．保証期間

本工事の機器に関する保証期間は、受渡し完了後２箇年とする。

なお、万一保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因による故障が生じた場合、請負者は本市の指定すべき期間内に無償で取替又は修理しなければならない。

1-1-20．講習及び指導

工事完成後、本工事により設備した機器の運転操作及び保守について、市の定めた職員に対し講習、技術指導を行うこと。

1-1-21．完成図書

請負人は、工事完了後下記の図書を整備し製本の上提出すること。

(1) 施設設備完成図書	2部
(2) 主要機器取扱説明書	2部
(3) 維持管理に必要な運転要領書、説明図書	2部
(4) 工事写真	1部
(5) 各種機器試験成績表	2部
(6) 施工に伴う試験成績表、測定結果表	2式
(7) 諸官署ほか提出書類控	1式
(8) その他本市の指定するもの	1式

第２節　仮 設 工 事

１-２-１．仮 設 物

１）請負人詰所、工作小屋、材料置場、便所等の必要な仮設物を設ける場合は、設置位置その他について、監督員の承認を受け設置すること。

２）火を使用する場所、引火性材料の貯蔵場所等はなるべく建築物および仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い、防火構造または不燃材料でおおい、消火器を設けること。

１-２-２．工事用の水および電力

工事用の水、電力および電話等に必要な仮設物は、請負人がその手続を行い施設する。

なお、これらの使用料金は請負人の負担とする。

１-２-３．経費負担

前記各項の仮設物に要する一切の費用は請負人の負担とする。

第２章　電気設備一般仕様

第1節　共　通　事　項

2-1-1．規　則

本工事に使用する機器は、JIS、JEM、JEC 各規格に準拠するもので、本章の仕様によること。

2」-1-2．受電および配電方法

受電及び配電方法は、設計図及び本仕様書に示すとおりとする。

2-1-3．単　位

単位はすべてメートル法によること。

2-1-4．付 属 品

各機器の付属品は、特記仕様書に記載されているものを付属するほか、請負者において運転上必要と認めるものはすべて付属すること。

また、本仕様書に記載していない部分で１ヶ年以内に消耗すると思われるものは、１ヶ年分を供給すること。

ただし、照明用電球、管球類は本仕様書記載の数量とすること。

2-1-5．塗 装 色

塗装色は、JEM1135(配電盤、制御器及びその取付け器具の色彩)を基準とすること。

2-1-6．周 波 数

本地区は、60Hz 地区につき定格周波数は 60Hz とする。

2-1-7．動力操作盤標準仕様

１）構造概要

動力操作盤は、動力の供給、制御、操作、監視(計装・遠方監視制御装置を含む)の機能を備えた装置を納めるために設けるもので、各部は容易に緩まず、丈夫で耐久性に富み、電線の接続、開閉の操作、機具類の保守及び点検が容易な構造とする。

２）製作条件

(ｱ) 準拠規格

JEM 1265 (低圧金属閉鎖形スイッチギア及びコントルロールギア)

(ｲ) 良質材料で構成する。

(ｳ) 動力・制御盤類は、表 2-1 に示す厚さの鋼板(又は SUS)を用いて製作するものとし、必要に応じ折り曲げ又はプレスリブ加工、あるいは鋼材(又は SUS)をもって補強し、組み立てた状態において金属部は相互に電気的(接地線等にて)に連結しているものとする。

表 2-1　鋼板(又は SUS)の厚さ

構　成　部	鋼板の厚さ	SUS 板の厚さ	備　　考
側　面　板	1.6㎜ 以上	1.5㎜ 以上	
底　　板	1.6㎜ 以上	1.5㎜ 以上	
屋　根　板	1.6㎜ 以上	1.5㎜ 以上	
仕　切　板	1.6㎜ 以上	1.5㎜ 以上	
扉	2.3㎜ 以上	1.5㎜ 以上	扉取付けの器具の数量･大きさ等を考慮して選定する。

(ｴ) 表示灯類は LED ランプ又は白熱灯とし、球種を可能な限り統一する。
(ｵ) 盤の表面に取り付ける主名称板は、合成樹脂製とする。名称板の大きさ、字体、色などは、JEM 1172(配電盤・制御盤取付用銘板)等を参照する。
(ｷ) ケーブル引込み穴カバーの材料は難燃性の板とし、十分な強度を持つ厚さのものとする。

3）各部の構造
(ｱ) 盤の前面は、扉式を原則とし、扉は施錠できる構造とする。
{引込開閉器盤(取引用計器収納)等は、必要により封印用金具を付属とする。}
(ｲ) 扉に通風口を設け、できるだけ塵埃の侵入しない構造とする。
(ｳ) 扉裏面は、結線図を収納する図面ホルダを設けた構造とする。
(ｴ) 充電部分は、硬質透明塩化ビニル等の絶縁材により保護した構造とする。
(ｵ) プログラマブルコントローラを設ける場合は、停電中のメモリ保護が可能なものとし、内部異常、電池異常等の表示が行える構造とする。
(ｶ) 可変速電動機用インバータを設ける場合、入力回路は、高周波雑音低減用として零相リアクトル及びコンデンサを設けた、低騒音形(高周波キャリア方式)以外の出力回路は、電動機騒音低減用のリアクトルを設けた構造とする。又、インバータを含む制御回路に使用する継電器等のコイル部は、インバータへのノイズ対策としてサージキラーを設けた構造とする。

2-1-8．荷造り及び輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当な転倒防止の方法を講じること。

また、予備品は長期の保存に適するよう必要部分には錆止めを施し、ビニルにて包装または荷造りをして、外部には内容品名、数量を明記し、必要な場合には転倒防止の方法を施し、保管上の注意事項を付記すること。

2-1-9．製作連絡

建築業者と互いに密接な連絡をとり、全体として調和のとれたものを納入すること。

2-1-10．使用状態

1）常時使用状態とは、次の場所で使用する場合をいう。

(ｱ) 標　　高　　1000m以下

(ｲ) 周囲温度　　最高 40℃以下

2）特殊使用状態とは、次の場所で使用する場合をいう。

(ｱ) 標高 1000m以上の場所

(ｲ) 冷却媒体の温度が常時使用状態に定める範囲外の場所

(ｳ) 常に潮風を受ける場所、特に湿潤な場所、水蒸気、油蒸気のある場所

(ｴ) 揮発性、腐食性ガスのある場所または同種のガス襲来の恐れがある場所

(ｵ) 過度の塵埃がある場所

(ｶ) 異常の振動または衝撃を受ける場所

(ｷ) その他特殊の条件下に使用する場所

本設備の設置状態を十分検討し、使用状態に合致した製品とすること。

第２節　電気設備工事一般仕様

2-2-1．施工基準

本工事の施工にあたっては、本市監督員の指示に従い、本仕様書および設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。

なお、本仕様書および設計図書に記載されていない事項は、電気設備工事共通仕様書（国土交通省営繕部監修）並びに電気設備工事標準図を参考にすること。

2-2-2．配管工事

(1) 配管は、施設場所により次の電線管を使用する。

(ｱ) 一般配管　　金属電線管、耐衝撃性硬質ビニル電線管（HIVE）

(ｲ) 地中・埋設配管　波付硬質合成樹脂管（FEP）

(ｳ) 機器接続部　　ビニル被覆金属製可とう電線管

(2) 露出配管の配管支持材（パイプハンガ等）を使用した配管には塗装を行う。

(3) 地中電線管の要所にはケーブル埋設工事を行う。

(4) 予備配管（入線しない配管）には1.2㎜以上のビニル被覆電線を挿入、行先表示札をつけること。

(5) 取付け金具類はSUS製とする。

2-2-3．配線工事

配線は、使用目的により次の電線を使用する。

(1) 電源回路　　600V架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（CV）

(2) 制御回路　　制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル（CVV）

(3) 信号回路　　静電遮へい付制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル（CVV-S）

2-2-4．接地工事

(1) 接地工事の接地極は、原則として次による。

(ｱ) D種接地工事　　ED＝100Ω以下

接地銅板　　900×1.5t　1枚

(接地棒14φ×1500L　1本)

(ｲ) C種接地工事 EC=10Ω以下

(2) 接地埋設表示は、青銅製表示板による表示とする。

2-2-5．工 事 材 料

(1) プルボックス

プルボックスは、ケーブルが充分収納される大きさとし、長辺が400㎜以上の場合は、1.6㎜以上の鋼板、長辺が400㎜以上の場合は、2.0㎜以上の鋼板を使用すること。

長辺が、400㎜を越える場合は、適当な補強材を設けるか、補強用折曲げ加工を行うこと。

材質はSUS製とする。

(2) 金属ダクト

金属ダクトは、2.3㎜以上の鋼板を使用したものとし、長辺が400㎜を越えるものに、補強材を設けること。

本体内部には、ケーブルを損傷するような突起物を設けない構造とし、屈曲部の大きさは収納ケーブルの半径が、ケーブル外径の10倍以上となるよう選定すること。

塗装は錆止め塗装を施し、耐酸性塗料を塗ること。

2-2-6．据付工事

盤、計装発信器は、コンクリート基礎上にアンカーボルトまたは、プラグボルトを使用し、堅固に据付けるものとする。

尚、屋外で露出するボルトは、ボルトキャップを施すこと。

配管途中に据付ける計装発信器は、エアー溜りが生じないように据付けること。

さらに、設備機器を固定するアンカーボルトは製作機器において、建築設備耐震設計・施工指針（2005版）により行うものとし、局部耐震法による設計用標準震度の耐震クラスは「ｓ」または同等以上とし、請負者は、上記耐震設計書を監督職員に提出し、承諾を受けなければならない。

2-2-7．工事範囲

(1) 次項記載の機器製作、据付工事
(2) 各機器間の配管、配線工事
(3) ケーブルラック、ダクト工事
(4) 接地工事
(5) 上記に伴う諸工事

第３章　機械設備一般仕様

第１節　共　通　事　項

３-１-１．規　則

本工事に使用する機器は、前章 1.1.7 項に記載の各規格に準拠するもので、本章の仕様によること。

３-１-２．受電電圧

機器の受電電圧は、設計図および特記仕様書に示す通りとする。

３-１-３．単　位

単位はすべてメートル法による。

３-１-４．付　属　品

各機器の付属品は、特記仕様書に記載されているものを付属するほか、請負者において運転上必要と認めるものはすべて付属すること。

また、特記仕様書に記載していない部分であって、1 年以内に消耗すると思われるものは、1ヵ年分を供給しなければならない。

３-１-５．塗　装　色

塗装色は打合せにより決定する。

ただし、配管は原則として錆止め塗装、下塗り塗装、仕上げ塗装を施すこと。

３-１-６．周　波　数

本地区は 60Hz 地区につき、定格周波数は 60Hz とする。

３-１-７．機械設備制御(動力操作)盤標準仕様

機械設備に含まれる制御(動力操作)盤の仕様は、別項 電気設備の 2-1-5　塗装色及び 2-1-7 動力操作盤標準仕様他に準じることとする。

３-１-８．荷造りおよび輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し適当な転倒防止の方法を講じること。

また、予備品は長期の保存に適するよう必要部分に錆止めを施し、ビニールにて包装または荷造りをして外部には内容、品名、数量を明記し、必要な場合には転倒防止の方法を施し、保

管上の注意事項を付記しなければならない。

3-1-9．製作連絡

納入機器の製作者が異なる場合は、製作者は互いに綿密な連絡をとって全体としての調和のとれたものを納入しなければならない。

3-1-10．ポンプ構造

1）ケーシング

ケーシングは保守、点検に弁なる構造とし、内面は流水に対し摩擦抵抗を少なくする様平滑な鋳肌を有し、羽根車と相まって高効率を発揮できる形状とする。

2）羽根車

羽根車は一体鋳造品とし、その量、揚程は下降特性で安定した運転を行うこと。

なお、羽根車は精密な機械加工をなし、重量平衡をとり、運転時に振動騒音を発しないものとする。

3）主　軸

動力の伝達、危険速度、たわみ等を十分考慮した直径とし、高精度の加工をなすこと。

第２節　機械設備工事一般仕様

３-２-１．機械据付工事

(1) 据付の位置、据付方法は図面および仕様書によること。
(2) 各機器の詳細な据付位置の決定にあたっては、事前に監督員と十分協議し、位置の墨出し後、監督員の確認を得てから、着手し、正確に据付けるものとする。
(3) 機器の据付にあたっては、完全に水平、垂直に芯出し調整を行うこと。
(4) 基礎ボルトの完全締付けは、モルタルの養生期間を十分に見込み、完全に硬化後行うこと。
(5) 制水弁の据付けは、前後の配管と側管の取付け等に注意し、垂直または水平に据付けなければならない。据付けに際しては、重量物に見合った機械を使用し、完全確実に行うこと。
(6) 弁類の取り扱いは弁棒、角材などを敷いて直接地面に接してはならない。
吊り上げる場合は、台付けを確実にとらなければならない。
(7) 設備機器を固定するアンカーボルトは製作機器において、建築設備耐震設計・施工指針（2005版）により行うものとし、局部耐震法による設計用標準震度の耐震クラスは「ｓ」または同等以上とする。
(8) 請負者は、上記耐震設計書を監督職員に提出し、承諾を受けなければならない。

３-２-２．配管工事

(1) 管の製作加工の規格は、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA)によること。
(2) 配管工に先立ち、十分管体検査を行い、亀裂その他欠陥のないことを確認後施工すること。
(3) 管の据付けにあたっては、十分内部を掃除し、水平器型などを使用し、中心線および工程を確認して移動しないよう胴締めを堅固に行い、管文字を上向きにして据付けなければならない。
(4) 配管作業に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し、熟練したものでなければならない。
(5) 管の溶接は、資格を有する熟練技能者が行うものとし、熟練したものでなければならない。
(6) 配管の荷重をポンプに受けさせないよう適宜サポートを取付け施工すること。

第４章　遠隔監視設備工事

第１節　機器一般仕様

４-１-１．基本条件

１）施設名称　　新二川水源地他１２箇所
２）水源の種別　　表流水
３）計画浄水量　　計画１日最大給水量　：　235.0m^3/日
　　計画処理水量　　：　258.5m^3/日

４-１-２．工事範囲

本工事では、下記の工事を行う。
１）下記記載の機器製作、据付工事
２）各機器間配管工事並びに電気配管配線工事
３）上記に伴う諸工事

第2節　機　器　仕　様

４-２-１．電気設備機器仕様

１）制御(動力操作)盤機器仕様

(ｱ)　適用盤；下記盤に適用する。
　①　計装盤、滅菌機盤、計装テレメータ盤、テレメータ盤
(ｲ)　形式・構造
　①　形式・構造　：　屋内（鋼板製）自立形、壁掛形
　　：　屋外（SUS 製）自立形、壁掛形
　②　板　　厚　：　別項による。
(ｳ)　主遮断器　：　配線用遮断器（必要な場合）
(ｴ)　定格
　①　電圧　：　２００Ｖまたは１００Ｖ
　②　周波数　：　６０Ｈｚ
　③　遮断電流　：　１０ｋＡ以上
　④　商用周波耐電圧　：　主回路　　１５００Ｖ（1分）
　　制御回路　１５００Ｖ（1分）
(ｵ)　制御電圧
　①　制御回路　：　ＡＣ１００Ｖ（基本）
　②　テレメータ電源　：　ＡＣ１００Ｖ（基本）
　③　盤内付属電源　：　ＡＣ１００Ｖ（基本）
　　盤内灯，コンセント等
(ｶ)　ケーブル引き込み方式
　①　電源ケーブル引き込み　：　盤下部引き込み
　②　制御ケーブル引き込み　：　盤下部引き込み
　③　負荷ケーブル引き込み　：　盤下部引き出し
(ｷ)　制御電線
　①　種類とサイズ　：　電気機器配線用ビニル電線
　　サイズ　　１．２５mm２以上
　　（電子回路用品用は，この限りではない。）
　②　電線色別　：　ＪＥＭ１１２２により下記とする。
　　：　一般回路　　黄
　　：　接地回路　　緑
(ｸ)　塗装色　：　別項及び打合せによる。
　　(基本塗装色は、下記とする。)
　　：　配電盤表面　　マンセル５Ｙ７／１
　　：　配電盤内面　　マンセル５Ｙ７／１
　　：　計器，継電器枠　　マンセルＮ１．５
　　：　スイッチ類の取手　マンセルＮ１．５
　　：　その他　　機器色
(ｹ)　取付器具
　①　名称銘板　：　アクリル製，非照光式
　②　計器類（必要な場合）　：　広角形（１１０角），縦形
　　埋込取付，裏面接続
　③　保護継電器類（必要な場合）　：　固定形，埋込取付形，プラグイン形
　④　盤内機器類（必要な場合）　：　メーカー標準

⑤　スイッチ類（必要な場合）　：　切換スイッチ；菊形，丸形
：　操作スイッチ；ステッキ形，丸形
：　押釦スイッチ；丸形

(ｺ)　盤付属品　：　各盤毎に下記を付属すること。
：　接地端子，盤内配線用・外部用端子台
扉用ハンドル，吊りボルト(化粧ボルト付)
床板（自立形の場合）
チャンネルベース(自立形の場合)
スペースヒータ(屋外盤の場合)

(ｻ)　配線用遮断器

①　形式	：	配電盤収納取付
②　定格電圧	：	ＡＣ２００ＶまたはＡＣ１００Ｖ
③　ﾌﾚｰﾑの大きさ	：	設計図を参照のこと
④　極数	：	設計図を参照のこと
⑤　遮断電流	：	回路に適合したもの
⑥　準拠規格	：	ＪＩＳ Ｃ８３７０，ＪＥＣ １０７６
⑦　付属品	：	銘板，補助接点

(ｼ)　集合表示灯
ソケットタイプを使用し、記銘板や表示灯を容易に交換可能なものを使用する。
なお、予備品として各色１個を納入のこと。

①　型式	：	記名式集合表示灯
②　表示色	：	乳白色、赤色、緑色、橙色のうち表示
	：	内容に適したものを使用
③　定格電圧	：	ＤＣ２４ＶまたはＡＣ１００Ｖ
④　付属品	：	標準付属品

(ｽ)　補助継電器
プラグイン形(表示灯付)を原則とし、準拠規格ＪＩＳ Ｃ４５３０による。
なお、予備品として継電器各種５％を納入のこと。

２）中央監視装置機器仕様

(ｱ)　システム概要
① 本設備は，中央処理装置(コントローラ)、ＬＣＤ(カラー液晶式)モニタ装置及びプリンタで構成されより細かな管理・運用を行うシステムとする。
② 中央における監視装置は，ＬＣＤ(カラー液晶式)モニタ装置を主体に実施され、遠方機場の運転状態が監視出来るものとする。
③ 水道施設の拡張やシステムの変更などに対して柔軟に対応出来るものとする。
④ 本設備の内、中央処理装置（コントローラ），ＬＣＤ(カラー液晶式)モニタ装置及びプリンタは、庁舎執務室に設置する。又，その他のテレメータ装置(盤)は別室監視室に設置しその間は、専用ＬＡＮにより伝送を行うこととする。

(ｲ)　共通仕様

①　構　　造	：	屋内デスク形
②　使用条件		
周囲温度	：	０～４０℃
相対湿度	：	２５～８５％
③　駆動電源		
中央処理装置	：	ＡＣ１００Ｖ±１０％，６０Ｈｚ

ＬＣＤ(カラー液晶式)モニタ装置　：　ＡＣ１００Ｖ±１０%，６０Ｈｚ
伝送装置　：　ＡＣ１００Ｖ±１０%，６０Ｈｚ
外付補助記憶装置　：　ＡＣ１００Ｖ±１０%，６０Ｈｚ
プリンタ　：　ＡＣ１００Ｖ±１０%，６０Ｈｚ

④　伝送路　：　ＬＡＮ方式

(ｳ)　機能仕様

①　ＬＣＤ(カラー液晶式)モニタ装置に下記の画面を表示し，データ処理等を行うものとする。

ｱ.　ＬＣＤ画面表示機能　：　プロセスフローに計測値，シンボル等に状態・故障が行えること。

ｲ.　トレンド機能　：　各計測値をトレンド表示する。
(リアル・ヒストリカル共)

ｳ.　故障一覧表示　：　現在発生している全ての故障が表示・記録が可能なこと。

ｴ.　履歴一覧表示　：　各種故障の発生／復帰，動作・操作等の表示・記録が可能なこと。

ｵ.　帳票機能　：　日報，月報などの帳票をプリンタに出力可能なこと。
また、汎用ソフト(エクセル等)に変換し、データーとして出力することが可能なこと。
保存期間；時単位　2ヶ月分以上
日計　2ヶ月分以上
月計　2ヶ年分以上

ｶ.　印刷機能　：　日報，月報，年報印字，各種カラーハードコピー印字各機器の履歴一覧(メッセージ)任意印字用プリンタを設けること。

ｷ.　停電補償　：　瞬時停電時のバックアップとして無停電電源装置(ＵＰＳ)を設けること。
バックアップ時間は，１０分以上とすること。

ｸ.　メンテナンス機器　：　メンテナンスに必要な機器(常時保管が必要なもの)を付属すること。

ｹ.　消耗品　：　試験調整に使用するものはその必要数をまた，常時使用する消耗品は，１年分を付属すること。
(消耗品とは，各種用紙・各種インク・保存用電子媒体等を言う)

3）**遠方監視制御装置機器仕様**　(テレメータコントローラ)装置

(ｱ)　共通仕様

①　構　造　：　ラックマウント形

②　使用条件
周囲温度　：　－１０～５０℃
相対湿度　：　１０～９０%

③　駆動電源
送信(子局)装置　：　ＡＣ１００Ｖ±１０%，６０Ｈｚ
受信(親局)装置　：　ＡＣ１００Ｖ±１０%，６０Ｈｚ

④　処理装置　：　マイクロプロセッサ、３２ビット以上

⑤　記憶容量　：　システム機能に見合った容量とする

⑥　データ伝送方式　：　バス又はリング又はスター

⑦　データ伝送路　：　光又はメタル

⑨ 処理機能　　：　シーケンス制御、計装ループ制御、ＲＡＳ機能
⑩ テレメータ伝送路　　：　ＮＴＴ専用回線：５０ｂ／ｓ
⑪ 電話機能　　：　なし

(ｲ)　装置仕様（テレメータ機能）
① 対向方式　　：　１：１方式
② 伝送方式　　：　サイクリック・ディジタル方式
③ 伝送速度　　：　５０ｂ／ｓ
④ 符号方式　　：　ＮＲＺ等長符号
⑤ 伝搬規格　　：　調歩式
⑥ 同期方式　　：　歩調同期
⑦ 制御形態　　：　１挙動方式(今回該当なし)
⑧ 精　　度　　：　±１．０%Ｆ・Ｓ(ａｔ　－１０～５０℃)
⑨ 伝送容量　　：　機場毎に指示する。
⑩ 信号受渡条件
ｱ.　受信(親局)装置
計装出力信号　　：　ＬＡＮ出力　(注記1)
パルス出力信号　　：　ＬＡＮ出力(必要な場合)　(注記1)
設定値入力信号　　：　ＬＡＮ出力(今回該当なし)　(注記1)
表示出力信号　　：　ＬＡＮ出力　(注記1)
制御入力信号　　：　ＬＡＮ入力(今回該当なし)　(注記1)
(注記1)　無電圧接点、アナログ信号が必要な場合は、必要数を出力すること。
ｲ.　送信(子局)装置
計装入力信号　　：　１～５ＶＤＣ
パルス入力信号　　：　無電圧ａ接点(必要な場合)
設定値出力信号　　：　４～２０ｍＡＤＣ(今回該当なし)
表示入力信号　　：　無電圧ａ接点
制御出力信号　　：　無電圧ａ接点(今回該当なし)

(ｳ)　機器仕様
① 数量　　：　送信(子局)，受信(親局)装置　１式
② 対向方式　　：　１：１方式
③ 信号伝送方式　　：　ＮＴＴ専用回線
④ 伝送速度　　：　５０ｂ／ｓ
⑤ 電源電圧　　：　ＡＣ１００Ｖ±１０%，６０Ｈｚ
⑥ 収納場所　　：　盤内収納
⑦ 入出力点数　　：　設計図書を基本とし，打合わせにより決定する。
⑧ 局数　　：　下記による。

送信(子局)装置	受信(親局)装置
ｱ. 新二川水源地(※TMT-11) (笹ヶ峠配水池及び丸茂配水池設備含む) ※1　笹ヶ峠配水池－新二川水源地間は、私設線にて直送 ※2　丸茂配水池(△TMT-71)	美都総合支所(※TMR-11) 新二川水源地(△TMR-71) {上記送信(子局)，受信(親局)装置は、既設二川浄水場－美都総合支所間のものを移設使用する。}
ｲ. 二川浄水場(※TMT-21) (二川配水池設備含む) ※1　二川配水池－二川浄水場間は、私設線にて直送	美都総合支所(※TMR-21)
ｳ. 都茂浄水場(※TMT-31) (山本配水池設備含む)	美都総合支所(※TMR-31)

※1　山本配水池(※TMT-91)　　都茂浄水場(※TMR-91)

ｴ．清水浄水場(※TMT-41)　　美都総合支所(※TMR-41)

{清水配水池、仙道第１配水池、仙道第２配水池、三谷増圧ポンプ所(将来)
及び仙道第３配水池設備含む}

※1　清水配水池－清水浄水場間は、私設線にて直送

※2　仙道第１配水池(△TMT-111)　　清水浄水場(△TMR-111))

※3　仙道第２配水池(※TMT-121)　　清水浄水場(※TMR-121)

※4　三谷増圧ポンプ所(将来)　　清水浄水場(将来)

(仙道第３配水池設備含む)

(仙道第３配水池－三谷増圧ポンプ所間は、私設線にて直送予定)

ｵ．笹倉浄水場(※TMT-51)　　美都総合支所(※TMR-51)

(笹倉配水池設備含む)

※1　笹倉配水池－笹倉浄水場間は、私設線にて直送

ｶ．都茂配水池(※TMT-81)　　美都総合支所(※TMR-81)

(小田又配水池設備含む)

(小田又配水池－都茂配水池間は、私設線にて直送)

ｷ．中倉増圧ポンプ所(将来)　　美都総合支所(将来)

(中倉配水池設備含む)

(中倉配水池－中倉増圧ポンプ所間は、私設線にて直送予定)

注記１)上記テレメータ装置は、※印は、今回新設または、更新　△印は、既設使用を示す。
注記２)テレメータ送信(子局)装置は、各現場側に支給する必要がある。
注記３) テレメータ受信(親局)装置は、各現場側または、美都総合支所に支給する必要がある。

4）**汎用ミニＵＰＳ機器仕様**

(ｱ) 装置仕様

① 構　　造　　：　屋内据置形

② 使用条件

周囲温度　　：　０～４０℃

相対湿度　　：　２５～８５％

③ 入力電源　　：　ＡＣ１００Ｖ±１０％，６０Ｈｚ

④ 運転方式　　：　常時インバータ給電方式

⑤ 定格出力　　：　機器仕様による。

⑥ バックアップ時間　　：　定格出力（ａｔ　２５℃）にて３０分間

⑦ 蓄電池仕様　　：　シール形鉛蓄電池

5）　**プログラマブルロジックコントローラ機器仕様(ＰＬＣ)**（必要な場合）

(ｱ) 装置仕様(

① 型式　　：　モジュール実装式

② 処理方式　　：　シーケンシャル処理

③ 計装信号入力　　：　ＤＣ４～２０ｍＡまたはＤＣ１～５Ｖ

④ 計装信号出力　　：　同上

⑤ 表示信号入力　　：　無電圧接点

⑥ 表示信号出力　　：　同上

⑦ 使用周囲温度　　：　０～５０℃

⑧ 使用周囲湿度　　：　２０～９０%(結露なきこと)

⑨ 電源　　：　ＡＣ１００ＶまたはＤＣ２４Ｖ

⑩ 付属品　　：　標準付属品

6）　**非常(自動)通報装置機器仕様または、機能仕様(監視装置の付属機能とする)**

(ｱ) 装置仕様

① 名称　　：　非常(自動)通報装置

② 形状　　：　盤内収納(組込)または、屋内壁掛形

③ 適応回線　　：　ＮＴＴ一般加入電話回線

④ 入力　　：　打合せによる。

⑤ 通 報 先　　：　音声通報･･･登録電話番号５ヶ所(携帯電話含む)

⑥ 繰返し通報　　：　３回

⑦ 電源　　：　ＡＣ１００Ｖまたは、任意(ただし、電源を用意すること。)

⑧ 停電時通報　　：　内部バッテリーによる。

7）　**計装設備機器仕様**

(ｱ) 共通事項

① 各種計器，変換器，発信器等は電子式を原則とし，信号は統一直流信号とする。

② 指示計器，変換器，発信器等は保守点検が容易であり，使用機器部品は互換性を有すること。

③ 現場取付の計器は，防食，防水または防滴を考慮し，湿潤なところに設置しても支障のおこらないものであること。

④ 屋内外に設置する発信器および変換器類は，雷ならびに開閉サージに対する保護として，計器用避雷器等を取付けること。

⑤ 電源の電圧・周波数は下記とする。

ｱ. 電圧　　：　AC100V(±10%)またはDC24V(±15%)

ｲ. 周波数　　：　60Hz

(ｲ) 計装品一般仕様

① 濁度計 ： 各機場毎の詳細機器仕様に記載
② 残留塩素計 ： 各機場毎の詳細機器仕様に記載
③ 流量計 ： 各機場毎の詳細機器仕様に記載
④ 水位計 ： 各機場毎の詳細機器仕様に記載
⑤ ディストリビュータ
ｱ. 入力信号 ： DC4～20mA
ｲ. 出力信号 ： DC4～20mA または DC1～5V
ｳ. 出力抵抗 ： 250Ω
ｴ. 精度 ： ±0.1%FS
ｵ. 電源 ： AC100V または DC24V
ｶ. 取付方法 ： 壁取付またはラック取付
ｷ. 付 属 品 ： 標準付属品
⑥ 警報設定器
ｱ. 警報機能 ： 上限または下限
ｲ. 入力信号 ： DC4～20mA または DC1～5V
ｳ. 出力信号 ： 1a 接点
ｴ. 精度 ： ±0.1%FS
ｵ. 電源 ： AC100V または DC24V
ｶ. 取付方法 ： 壁取付またはラック取付
ｷ. 付 属 品 ： 標準付属品
⑦ 指示計
ｱ. 形式 ： 広角形または、縦形
ｲ. 入力信号 ： DC4～20mA または DC1～5V
ｳ. 許容差 ： ±1.5%FS
ｴ. 付属品 ： 標準付属品
⑧ 避雷器
ｱ. 使用回路 ： 計装ループ電源・信号用
ｲ. 取付方法 ： パネル取付またはプラグイン

4-2-2．機械設備機器仕様

1）次亜塩素剤注入設備機器仕様

本設備は、浄水の消毒用として設置する。

(ｱ) 次亜注入ポンプ

・形　　式　　液中浸漬型ピストンポンプ
・制御方式　　比例インターバル方式
・ポンプ能力　　38mℓ /分(容量可変)×1.0MPa
・電 動 機　　0.025kW×1φ100V×60Hz
・主要材質　　ピストン・シリンダー　　セラミック
　　ボディー　　PVC
　　連結シャフト　　チタン
・数　　量　　機器仕様による。(１機場あたり２台)
・付 属 品　　注入ポンプコントローラ･･･１式
　　PVC ボルトナット ･･･････１式
　　ブレードホース･･･････１式
　　その他必要なもの･･･････１式

(ｲ) 次亜貯留槽

・形式　　角型タンク
・槽 容 量　　100ℓ
・主要材質　　PVC 樹脂
・数　　量　　機器仕様による。(１機場あたり１槽)
・特記事項　　タンク側面に、容量確認のためのレベルゲージを設けること。
　　タンク上面に、次亜注入ポンプを設置できるものとする。
・付 属 品　　薬液投入口･･･････１式
　　ポンプ据付座（２台分） ･･･１式
　　直視形液位計･･･････１式
　　２接点式液面計 ･･･････１式（取付座含む）
　　その他必要なもの･･･････１式

2）定水位槽

本槽は、水質計器ユニットへのサンプリング水を受け入れ、計測の安定を図るために設置するものである。

・形状寸法　　巾 340×奥行き 190×高 190（壁掛型）
・容　　量　　6 ﾘｯﾄﾙ
・主要部材質　　PVC 製
・数　　量　　機器仕様による。(１機場あたり１台)
・付 属 品　　架台取付ボルトナット････１式（SUS304）
　　その他必要なもの･･･････１式

3）循環ポンプ・サンプリングポンプ

本槽は、水質計器ユニットへのサンプリング水を受け入れ、計測の安定を図るために設置するものである。

(ｱ) 循環ポンプ

・形　　式　　SUS 製水中タービンポンプ
・口　　径　　φ25㎜
・吐 出 量　　50 ﾘｯﾄﾙ/分
・電 動 機　　0.6kW×3φ200V×60Hz
・主要材質　　ケーシング　SUS304
　　羽 根 車　SUS304
　　主　　軸　SUS304
・数　　量　　機器仕様による。(１機場あたり１台)
・付 属 品　　ポンプ台板‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１組/1台
　　圧力計‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１個/1台
　　取付ボルトナット‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１式
　　メーカー標準付属品‥‥‥‥‥‥‥１式」
　　その他必要なもの‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１式

(ｲ) **サンプリングポンプ**
・形　　式　　小型定圧(家庭用)給水ユニット
・口　　径　　φ20㎜
・吐 出 量　　10 ﾘｯﾄﾙ/分
・電 動 機　　150W×1φ100V×60Hz
・数　　量　　機器仕様による。(１機場あたり１台)
・付 属 品　　アキュームレータ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

第5章　試験および検査

5-1．試　　験

1）機器の製作が完了すれば監督官の立会により次の試験を行うものとする。

(ｱ)　工場試験

(ｲ)　現地動作試験

(ｳ)　引渡し試験

2）現場据付および配線工事が完了すれば次の試験を行う。

(ｱ)　配　　線　　絶縁抵抗試験

(ｲ)　器　　具　　絶縁抵抗試験、絶縁耐力試験

(ｳ)　その他運転に必要なる一切の予備試験

3）試験を行うにあたり、原則として監督官立会のうえ実施するものとし、検査日時、検査場所、検査方法を記載した書類を提出すること。

5-2．動 作 試 験

「5-1」の各試験後の順序により、各機器の試験を下記の通り行う。

1）動作試験

(ｱ)　ポンプ、計装信号等による自動・連動運転操作試験

(1)　主要電動機の運転試験

(2)　単独操作による運転試験

(ｲ)　運転操作信号・故障発報信号・計装信号等の動作・伝送・遠隔監視確認試験

(1)　運転操作信号・故障発報信号等の動作・・伝送・遠隔監視確認試験

(2)　計装信号等の動作・・伝送・遠隔監視確認試験

2）機能試験

(ｱ)　各ｸﾞﾙｰﾌﾟ・各計装ループとの機器の動作試験および調整を行う。

(ｲ)　動力設備との組合せ試験

(ｳ)　遠隔監視設備との組合せ試験

(ｴ)　遠隔監視設備と中央監視設備との組合せ試験

(ｵ)　中央監視設備の機能確認試験

3）留意事項

(ｱ)　立会い試験を実施する場合(監督員の指示による。)は、工場における試験及び検査項目を事前に提出し，承諾後実施するものとする。

(ｲ)　現場における試験及び検査項目についても、事前に提出し，承諾後実施するものとし監督員の立会いを願う項目と日程について協議し、指示を伺うこととする。

(ｳ)　実施後「試験成績表」を作成し報告するものとする。

５-３．方法その他

１）施工場所及び製作場所における試験用器具等必要なもの及びこれに要する消耗品は、すべて請負人の負担とする。

２）試験方法、その他試験の詳細については、その都度別途指示する。

第６章　機器・材料製造業者リスト

分　　類	（参　考）製　造　業　者	
電線管および付属品	・日本パイプ製造 ・松下電工 ・日立電線 ・東芝電材	・東拓工業 ・三菱樹脂 ・セキスイ
ケーブル及び電線類	・住友電気工業 ・古河電気工業 ・日立電線 ・三菱電線工業	・藤倉電線 ・矢崎電線 ・昭和電線
ポンプ設備	・荏原製作所 ・日立製作所 ・鶴見製作所 ・酉島製作所	・シントー ・川本製作所
薬品注入設備	・西原ウォーターテック ・タクミナ ・トーケミ	・オーヤラックス
電気・計装機器	・横河電機 ・日立製作所 ・東芝 ・三菱電機 ・愛知時計電機 ・ＮＥＣ	・富士電機 ・JFE アドバンテック ・東亜ディーケーケー ・セントラル科学

※以上の他、上記と同等またはそれ以上の品質で本市の承認を得たものはこの限りではない。

第７章　電気(機械)設備詳細仕様

仕 様 書

整 理 番 号	監E－1－1
名　　称	既設盤改造　(新二川水源地設置)
内　　容	1．新　規　　(2) 機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ 4）主要機器仕様，構成，内容　等 下記機場の計装ループ新設に伴い、監視項目への入力対応のため，遠隔監視制御(テレメータ受信)装置を追加する。併せて計装機器の組込み・信号入力を実施する。 ａ．新二川水源地(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ送信)装置　(別途手配品) ｂ．丸茂配水池系　遠隔監視制御(テレメータ受信)装置(既設二川浄水場のものを転用、別途支給品) ｃ．新二川水源地濁度ループ用品(別途手配品) ｄ．笹ヶ峠配水池配水残塩ループ用品(別途手配品) ｅ．丸茂配水池水位ループ用品(別途手配品) ｆ．丸茂配水池配水流量ループ用品(別途手配品) (下記は、既設取付済の計装ループを示す。) ｇ．新二川水源地取水井水位ループ用品 ｈ．新二川水源地取水流量ループ用品 ｉ．笹ヶ峠配水池水位ループ用品 ｊ．笹ヶ峠配水池配水流量ループ用品 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注1）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注2）下記遠隔監視制御(テレメータ受信)装置及び計装用品は支給する。 ａ．中央(庁舎；美都総合支所)系　遠隔監視制御装置(TMT11)及び計装用品 ｂ．丸茂配水池系　遠隔監視制御装置(TMR71)及び計装用品 ｃ．笹ヶ峠配水池系　計装用品 注3）笹ヶ峠配水池系の計装信号(水位・流量信号等)は直送信号のため アイソレータ等が必要な場合は，計上すること。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－1－2
名　　称	新二川水源地(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ)装置(TM□１１)
内　　容	①新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1対{親局・子局(受信・送信)} 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　　造　屋内ユニット式 2．収納場所　送信(子局)側　既設盤盤内(新二川水源地設置) 受信(親局)側　テレメータ盤盤内(庁舎中央設置) 3．伝送速度　50b/s 4．対向方式　１：１方式 5．入出力点数（制御なし）･･･別紙監視項目表による。 6．電　　源　AC100V-60Hz 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ受信装置)(TMR11)は、庁舎中央テレメータ盤に支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－2－1
名　　称	浄水濁度計及びループ用品　(二川浄水場設置)
内　　容	①. 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　透過散乱光測定方式濁度計(高感度形) 2．測定範囲　　0～1,0～2,0～3mg/l のいずれか 3．測定方法　　透過散乱光測定方式 4．測定液温度差　0～40℃ 5．出力信号　　DC4～20mA 6．精度　　±3% 7．構造　　屋内防滴型 8．周囲温度　　-5～40℃ 9．電源　　AC100V 10. 測定レンジ　　詳細は、打合せにより決定する。 11. 計装機器類　　1式 a．縦形指示警報計(２点警報)(二川浄水場取付)　1個 b．信号用避雷器　　1式 c．電源用避雷器　　1式 d．その他必要品　　1式 12. その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－2－2
名　　称	二川浄水場(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ)装置(TM□２１)
内　　容	(1) 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1対{親局・子局(受信・送信)} 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　　造　屋内ユニット式 2．収納場所　送信(子局)側　既設盤盤内(二川浄水場設置) 受信(親局)側　テレメータ盤盤内(庁舎中央設置) 3．伝送速度　50b/s 4．対向方式　１：１方式 5．入出力点数（制御なし）･･･別紙監視項目表による。 6．電　　源　AC100V-60Hz 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ受信装置)(TMR21)は、庁舎中央テレメータ盤に支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－2－3
名　　称	既設盤改造　(二川浄水場設置)
内　　容	1．新　規　　②．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様（国土交通省大臣官房官庁営繕部電気設備工事共通仕様書） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 下記機場の計装センサー新設に伴い、監視項目への入力対応のため，遠隔監視制御（テレメータ受信）装置を追加する。併せて計装機器の組込み・信号入力を実施する。 ａ．二川浄水場(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ送信)装置　(別途手配品) ｂ．二川浄水場濁度ループ用品(別途手配品) ｃ．サンプリングポンプ回路用品(1φ-100V-60Hz-150W×1) ｄ．既設二川浄水場(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ送信)装置)(TMT71 とする。)を丸山配水池系に使用するため外し丸山配水池に支給する。 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	□　有　（別紙　設計図　参照），　　■　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ送信装置)(TMT21)及び計装用品は支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－3－1
名　　称	浄水濁度計及びループ用品　(都茂浄水場設置)
内　　容	①. 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　透過散乱光測定方式濁度計(高感度形) 2．測定範囲　　0～1,0～2,0～3mg/l のいずれか 3．測定方法　　透過散乱光測定方式 4．測定液温度差　0～40℃ 5．出力信号　　DC4～20mA 6．精度　　±3% 7．構造　　屋内防滴型 8．周囲温度　　-5～40℃ 9．電源　　AC100V 10．測定レンジ　　詳細は、打合せにより決定する。 11．計装機器類　　1式 a．縦形指示警報計(２点警報)(都茂浄水場取付)１個 b．信号用避雷器　　1式 c．電源用避雷器　　1式 d．その他必要品　　1式 12．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照),　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－3－2
名　　称	浄水残塩計及びループ用品　(都茂浄水場設置)
内　　容	①新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　回転電極式ポーラログラフ法 無試薬式残塩計 2．測定範囲　0～1,0～2,0～3mg/l のいずれか 3．測定方法　ポーラログラフ法 4．測定液温度差　0～40℃ 5．出力信号　DC4～20mA 6．構造　屋内防滴型 7．周囲温度　-5～40℃ 8．電源　AC100V 9．測定レンジ　詳細は、打合せにより決定する。 10．計装機器類　1式 a．縦形指示警報計(２点警報)（都茂浄水場取付）1個 b．信号用避雷器　1式 c．電源用避雷器　1式 d．その他必要品　1式 11．その他必要品　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　□　立ち会い　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－3－3
名　　称	都茂浄水場(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ)装置(TM□３１)
内　　容	①. 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1対{親局・子局(受信・送信)} 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　　造　屋内ユニット式 2．収納場所　送信(子局)側　既設盤内(都茂浄水場設置) 受信(親局)側　テレメータ盤内(庁舎中央設置) 3．伝送速度　50b/s 4．対向方式　１：１方式 5．入出力点数（制御なし）･･･別紙監視項目表による。 6．電　　源　AC100V-60Hz 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ受信装置)(TMR31)は、庁舎中央テレメータ盤に支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－3－4
名　　称	滅菌制御盤(ＣＬＰ－3)　(都茂浄水場設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1面 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　500W×600H×300D (参考) 2．形　式　屋内壁掛形（鋼板製），塗装仕上げ 3．配線用しゃ断器 2P MCCB　1式 4．制御変圧器　0.1kVA 相当-AC100V-60Hz　1組 (必要な場合) 5．滅菌機用コントローラ(支給品)取付スペース　1式 (必要な場合) 6．集合表示器　1式 7．操作用品類　1式 8．補助継電器類　1式 9．その他必要品　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	□　有　(別紙　設計図　参照)，　■　無
工 場 検 査	□　社内　■　立ち会い　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注1）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注2）機械設備手配品とし，滅菌機用コントローラ(必要な場合)は機械設備支給品とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－3－5
名　　称	既設盤改造　(都茂浄水場設置)
内　　容	1．新　規　　②　機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ 4）主要機器仕様，構成，内容　等 下記機場の計装センサー新設に伴い、監視項目への入力対応のため，遠隔監視制御（テレメータ受信）装置を追加する。併せて計装機器の組込み・信号入力を実施する。 ａ．山本配水池系　遠隔監視制御(テレメータ受信)装置 (別途手配品) ｂ．都茂浄水場(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ送信)装置 (別途手配品) ｃ．都茂浄水場濁度ループ用品　(別途手配品) ｄ．都茂浄水場残塩ループ用品　(別途手配品) ｅ．山本配水池水位ループ用品　(別途手配品) ｆ．山本配水池配水流量ループ用品　(別途手配品) ｇ．循環(サンプリング)ポンプ回路用品(3φ-200V-60Hz-0.6kW×1) 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）下記遠隔監視制御(テレメータ受信)装置及び計装用品は支給する。 ａ．山本配水池系　遠隔監視制御装置(テレメータ受信装置) (TMR91)及び計装用品

仕 様 書

整 理 番 号	監E－4－1
名　　称	計装テレメータ盤(ＫＰ－４)　(清水浄水場設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1面 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　800W×1950H×800D (参考) 2．形　式　屋内自立形（鋼板製），塗装仕上げ 3．配線用しゃ断器 2P MCCB 50AF　1個 4．配線用しゃ断器 2P MCCB 30AF　3個 5．絶縁変圧器　1.0kVA 相当-AC100V-60Hz　1組 (必要な場合) 6．汎用ＵＰＳ　1.0kVA 相当-AC100V-60Hz　1組 (必要な場合) 7．テレメータ装置取付スペース　1式 ※ａ．仙道第２配水池系遠隔監視制御(テレメータ受信)装置 ※ｂ．清水浄水場(対中央)系遠隔監視制御(テレメータ送信) 装置 ☆ｃ．仙道第１配水池系遠隔監視制御(テレメータ受信)装置 ☆ｄ．三谷増圧ポンプ所・仙道第３配水池系遠隔監視制御 (テレメータ受信)装置 8．計装計器類取付スペース　1式 ※ａ．各種水位ループ用品(清水配水池、仙道第２配水池) ※ｂ．各種流量ループ用品(清水配水池、仙道第２配水池配水) (積算用品を含む) ☆ｃ．各種水位ループ用品(仙道第１・３配水池) ☆ｄ．各種流量ループ用品(仙道第１配水流入)(積算用品を含む) 9．集合表示器　1式 １０．補助継電器類　1式 １１．その他必要品　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(TMT41)及び計装用品は、支給する。 注３）※印部機器は、別途手配(支給)品、 ☆印部機器は、既設盤よりの移設品を示す。 注４）清水配水池系の計装信号(水位・流量信号等)を直送信号のため アイソレータ等が必要な場合は，計上すること。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－4－2
名　　称	清水浄水場(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ)装置(TM□４１)
内　　容	①. 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1対{親局・子局(受信・送信)} 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　　造　屋内ユニット式 2．収納場所　送信(子局)側　テレメータ盤内(清水浄水場設置) 受信(親局)側　テレメータ盤内(庁舎中央設置) 3．伝送速度　50b/s 4．対向方式　１：１方式 5．入出力点数（制御なし）･･･別紙監視項目表による。 6．電　　源　AC100V-60Hz 5）留意事項 1．今回の監視項目には、膜ろ過設備工(別途工事)にて追加する下記計装ループを含む。 なお、指示計他のループ用品は、水質監視盤(膜ろ過設備工)に取付る。 ａ．清水浄水場浄水濁度信号他 ｂ．清水浄水場浄水残塩信号他 ｃ．清水浄水場浄水ｐＨ信号他 ｄ．清水浄水場配水濁度信号他 6）付 属 品　（■有　，　□無） 7）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ受信装置)(TMR41))は、庁舎中央テレメータ盤に支給する。 注３）清水配水池－清水浄水場間は、直送(自営線)とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－4－3
名　　称	既設盤改造　(清水浄水場設置)
内　　容	1．新　規　　②．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ 4）主要機器仕様，構成，内容　等 テレメータ盤新設に伴い、遠隔監視制御(テレメータ)装置及び関連する計装ループを一元化監視するため、既設盤より下記機器・計装用品を移設する。 また、清水浄水場に新設する下記計装ループ用品を取付、テレメータ盤へ外部信号出力する。 (移設する機器及び計装ループ用品) ａ．仙道第１配水池系　遠隔監視制御(テレメータ受信)装置 ｂ．三谷増圧ポンプ所・仙道第３配水池系　遠隔監視制御(テレメータ受信)装置 ｃ．仙道第１配水池水位ループ用品 ｄ．仙道第１配水池流入流量ループ用品 ｅ．仙道第３配水池水位ループ用品 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－5－1
名　　称	浄水濁度計及びループ用品　(笹倉浄水場設置)
内　　容	①. 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　透過散乱光測定方式濁度計 2．測定範囲　　0～1,0～2,0～3mg/l のいずれか 3．測定方法　　透過散乱光測定方式 4．測定液温度差　0～40℃ 5．出力信号　　DC4～20mA 6．精度　　±3% 7．構造　　屋内防滴型 8．周囲温度　　-5～40℃ 9．電源　　AC100V 10．測定レンジ　　詳細は、打合せにより決定する。 11．計装機器類　　1式 a．縦形指示警報計(２点警報)(笹倉浄水場取付) 1個 b．信号用避雷器　　1式 c．電源用避雷器　　1式 d．その他必要品　　1式 12．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照）　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－5－2
名　　称	笹倉浄水場(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ)装置(TM□５１)
内　　容	①新　規　　２．機能増設　　３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１対{親局・子局(受信・送信)} ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） ４）主要機器仕様，構成，内容　等 １．構　　造　屋内ユニット式 ２．収納場所　送信(子局)側　既設盤内(笹倉浄水場設置) 受信(親局)側　テレメータ盤内(庁舎中央設置) ３．伝送速度　50b/s ４．対向方式　１：１方式 ５．入出力点数（制御なし）･･･別紙監視項目表による。 ６．電　　源　AC100V-60Hz ５）付 属 品　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ送信装置)(TMR51)は、庁舎中央テレメータ盤に支給する。 注３）笹倉配水池－笹倉浄水場間は直送(自営線)とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－5－3
名　　称	配水池水位計及びループ用品(笹倉配水池設置)　(既設更新用)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　投込式 2．伝送器（２線式）(現場指示付)　　1台 構　造　　防水型 付属品　　専用ケーブル（必要な場合） 3．測定対象　　浄水 4．フランジ口径　50φまたは80φ 5．フランジ規格　JIS5k・JIS7.5またはJIS10k 6．計装機器類　　1式 a．縦形指示警報計(２点警報)(笹倉浄水場取付)1個 b．信号用避雷器　　1式 c．電源用避雷器　　1式 d．その他必要品　　1式 7．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－5－4
名　　称	既設盤改造　(笹倉浄水場設置)
内　　容	1．新　規　　(2) 機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 下記機場の計装センサー新設に伴い、監視項目への入力対応のため，遠隔監視制御（テレメータ受信）装置を追加する。併せて計装機器の組込み・信号入力を実施する。 ａ．笹倉浄水場((対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ送信)装置(別途手配品) ｂ．笹倉配水池水位ループ用品(別途手配品) (上記用品は、水位計更新に伴う既設取替用とする。) ｃ．笹倉浄水場濁度ループ用品(別途手配品) ｃ．サンプリングポンプ回路用品(1φ-100V-60Hz-150W×1) 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	□　有　（別紙　設計図　参照），　　■　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－6－1
名　　称	低圧引込開閉器盤(WH－6)　(笹ヶ峠配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　350W×840H×180D (参考) 2．形　式　屋外壁掛形（SUS 製），塗装仕上げ 3．板厚　扉 1.5㎜ 以上、その他 1.5㎜ 以上 4．構造　IP44(水切・防水・防塵パッキン付) 5．塗色　マンセル　５Ｙ７／１ 6．漏電しゃ断器 2P ECCB 50AF　　1個 7．電力量計取付スペース　　1個 8．その他必要品　　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他 1．現地輸送費含む
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	■　社内　□　立ち会い　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－6－2
名　　称	残留塩素計(収納)盤(ＣＬ－6)　(笹ヶ峠配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1面 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　1000W×1900H×900D (遮光板付属)(参考) 2．形　式　屋外自立形(SUS 製)，塗装仕上げ 3．配線用しゃ断器 2P MCCB 30AF　3個 4．計装計器類取付スペース　1式 5．故障表示器　1式 6．その他必要品　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）笹ヶ峠配水池－新二川水源地間は、直送(自営線)とする。 注３）計装用品は，支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－6－3
名　　称	配水残塩計及びループ用品　(笹ヶ峠配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　回転電極式ポーラログラフ法 無試薬式残塩計 2．測定範囲　　0～1,0～2,0～3mg/l のいずれか 3．測定方法　　ポーラログラフ法 4．測定液温度差　0～40℃ 5．出力信号　　DC4～20mA 6．構造　　屋内防滴型 7．周囲温度　　-5～40℃ 8．電源　　AC100V 9．測定レンジ　　詳細は、打合せにより決定する。 10．収納場所　新設残留塩素計(収納)盤内　(笹ヶ峠配水池設置) 11．計装機器類　　1式 a．縦形指示警報計(２点警報)(新二川水源地取付)　1個 b．縦形指示計　(笹ヶ峠配水池取付)　　1個 c．信号用避雷器　　1式 d．電源用避雷器　　1式 e．その他必要品　　1式 12．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－7－1
名　　称	配水流量計及びループ用品　(丸茂配水池設置)
内　　容	①. 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　電子式、縦型羽根車式 2．構　造　　防浸型，フランジ取付型 3．測定対象　　浄水 4．口　径　　80φ(75φ) 5．フランジ規格　JIS7.5k または JIS10k 6．羽車部（現場積算カウンタ付）　　1台 構　造　　防浸型 付属品　　ボルト，ナット，パッキン 外部積算(及び瞬時値)用パルス出力他 7．計装機器類　　1式 パルスレート変換器　　1個 流量指示計(丸茂配水池及び新二川水源地取付)　2個 流量積算演算器(新二川水源地取付)　　1個 流量積算カウンター(６桁，復帰釦付)　　1個 (新二川水源地取付) 信号用避雷器　　1式 電源用避雷器　　1式 その他必要品　　1式 8．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－7－2
名　　称	丸茂配水池水位ループ用品　(丸茂配水池設置)
内　　容	①. 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．既設水位計の計装ループ用品のみ手配する。 2．既設水位計の主要機器仕様は下記の通りとする。 a．形　式　　投込式 b．伝送器　（２線式）（現場指示付） c．測定対象　浄水 d．信号出力　4～20mADC e．計測スパン　打合せによる。 3．手配する計装ループ用品(計装機器類)　　1式 a．指示警報計(２点警報)（新二川水源地取付）1個 b．指示警報計　(丸茂配水池取付)　　1個 c．信号用避雷器　　1式 d．電源用避雷器　　1式 e．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）水位計は、既設

仕 様 書

整 理 番 号	監E－7－3
名　　称	既設計装盤改造　(丸茂配水池設置)
内　　容	1．新　規　　②．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ 4）主要機器仕様，構成，内容　等 下記機場の計装ループ新設に伴い、監視項目への入力対応のため，遠隔監視制御(テレメータ受信)装置を追加する。併せて計装機器の組込み・信号入力を実施する。 ａ．丸茂配水池(対新二川)系　遠隔監視制御(テレメータ送信)装置(別途支給) なお、上記遠隔監視制御(テレメータ送信)装置は、既設二川浄水場(対中央)系遠隔監視制御(テレメータ送信)装置)(TMT71とする。)を丸山配水池系に使用するため取替える。 ｂ．丸茂配水池水位ループ用品(別途手配品) ｃ．丸茂配水池配水流量ループ用品(別途手配品) 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	□　有　（別紙　設計図　参照）　　■　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ送信装置)(TMT71)及び計装用品は、支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－8－1
名　　称	低圧引込開閉器盤(WH－8)　(都茂配水池設置)
内　　容	①新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1面 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　350W×840H×180D (参考) 2．形　式　屋外壁掛形（SUS 製），塗装仕上げ 3．板厚　扉 1.5㎜ 以上、その他 1.5㎜ 以上 4．構造　IP44(水切・防水・防塵パッキン付) 5．塗色　マンセル　５Ｙ７／１ 6．漏電しゃ断器 2P ECCB 50AF　1個 7．電力量計取付スペース　1個 8．その他必要品　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他 1．現地輸送費含む
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－8－2
名　　称	保安器箱(TM－8)　(都茂配水池設置)
内　　容	①新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1面 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　300W×330H×120D (参考) 2．形　式　屋外壁掛形（ＳＵＳ製)，塗装仕上げ 3．板厚　扉1.5㎜以上、その他1.5㎜以上 4．構造　IP44(水切・防水・防塵パッキン付) 5．塗色　マンセル　５Ｙ７／１ 6．保安器取付スペース（２回線以上）　１式 7．その他必要品　１式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他 1．現地輸送費含む
参 考 図	■　有　(別紙　設計図　参照)，　□　無
工 場 検 査	■　社内　□　立ち会い　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－8－3
名　　称	配水池計装盤(ＫＰ－８)　(都茂配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1面 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　600W×1500H×300D (参考) 2．形　式　屋内壁掛形（鋼板製），塗装仕上げ 3．電流リミッタ　AC100V-3A　1式 4．絶縁変圧器　0.3kVA 相当-AC100V-60Hz　1組 (必要な場合) 5．汎用ＵＰＳ　0.3kVA 相当-AC100V-60Hz　1組 (必要な場合) 6．テレメータ装置取付スペース　1式 ａ．都茂配水池(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ送信)装置　(別途手配品) 7．計装計器類取付スペース　1式 ａ．配水池残塩ループ用品(別途手配品) ｂ．配水池水位ループ用品(別途手配品) ｃ．配水流量ループ用品(積算用品を含む)(別途手配品) 8．集合表示器　1式 9．補助継電器類　1式 １０．その他必要品　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　■　立ち会い　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ送信装置)(TMT81)及び計装用品は，支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－8－4
名　　称	滅菌制御盤(ＣＬＰ－８)　(都茂配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1面 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　500W×600H×300D (参考) 2．形　式　屋内壁掛形（鋼板製），塗装仕上げ 3．配線用しゃ断器 2P MCCB　1式 4．制御変圧器　0.1kVA 相当-AC100V-60Hz　1組 (必要な場合) 5．滅菌機用コントローラ(支給品)取付スペース　1式 (必要な場合) 6．集合表示器　1式 7．操作用品類　1式 8．補助継電器類　1式 9．その他必要品　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	□　有　(別紙　設計図　参照)，　■　無
工 場 検 査	□　社内　■　立ち会い　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）機械設備手配品とし，滅菌機用コントローラ(必要な場合)は機械設備支給品とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－8－5
名　　称	配水残塩計及びループ用品　(都茂配水池設置)
内　　容	①新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　回転電極式ポーラログラフ法 無試薬式残塩計 2．測定範囲　0～1,0～2,0～3mg/l のいずれか 3．測定方法　ポーラログラフ法 4．測定液温度差　0～40℃ 5．出力信号　DC4～20mA 6．構造　屋内防滴型 7．周囲温度　-5～40℃ 8．電源　AC100V 9．測定レンジ　詳細は、打合せにより決定する。 10．計装機器類　1式 a．縦形指示警報計(２点警報)　1個 b．信号用避雷器　1式 c．電源用避雷器　1式 d．その他必要品　1式 12．その他必要品　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　□　立ち会い　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－8－6
名　　称	配水池水位計及びループ用品　(都茂配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　投込式 2．伝送器（2線式）(現場指示付)　　1台 構　造　　防水型 付属品　　専用ケーブル（必要な場合） 3．測定対象　　浄水 4．フランジ口径　50φまたは80φ 5．フランジ規格　JIS5k・JIS7.5またはJIS10k 6．計装機器類　　1式 a．指示警報計（2点警報）　　1個 b．信号用避雷器　　1式 c．電源用避雷器　　1式 d．その他必要品　　1式 7．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－8－7
名　　称	水位計発信器(収納)盤　(ＬＴ－８) (都茂配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1面 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　400W×700H×300D (参考) 2．形　式　屋外自立形(SUS 製)，塗装仕上げ 3．水位計取付スペース　　1式 4．その他必要品（据付架台他）　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照)，　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

見 積 り 依 頼 仕 様 書

整 理 番 号	監E－8－8
名　　称	配水流量計及びループ用品　(都茂配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　電子式、縦型羽根車式 2．構　造　　防浸型，フランジ取付型 3．測定対象　　浄水 4．口　径　　100φ 5．フランジ規格　JIS7.5k または JIS10k 6．羽車部（現場積算カウンタ付）　　1台 構　造　　防浸型 付属品　　ボルト，ナット，パッキン 外部積算(及び瞬時値)用パルス出力他 7．計装機器類　　1式 a．パルスレート変換器　　1個 b．流量指示計　　1個 c．流量積算演算器　　1個 d．流量積算カウンター(６桁，復帰釦付)　　1個 e．信号用避雷器　　1式 f．電源用避雷器　　1式 g．その他必要品　　1式 8．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－8－9
名　　称	都茂配水池(対中央)系　遠隔監視制御(テレメータ)装置(TM□８１)
内　　容	①新　規　　２．機能増設　　３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１対{親局・子局(受信・送信)} ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） ４）主要機器仕様，構成，内容　等 １．構　　造　屋内ユニット式 ２．収納場所　送信(子局)側　新設計装盤内(都茂配水池設置) 受信(親局)側　新設テレメータ盤内 (庁舎中央設置) ３．伝送速度　50b/s ４．対向方式　１：１方式 ５．入出力点数（制御なし）･･･別紙監視項目表による。 ６．電　　源　AC100V-60Hz ５）付 属 品　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ受信装置)(TMR81)は、庁舎中央テレメータ盤に支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－9－1
名　　称	配水池計装盤(ＫＰ－９)　(山本配水池設置)
内　　容	①　新　規　　２．機能増設　　３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１面 ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） ４）主要機器仕様，構成，内容　等 １．寸　法　450W×1500H×235D (遮光板付属)(参考) ２．形　式　屋外壁掛形（SUS 製），塗装仕上げ 屋外引込柱取付，取付金具付属のこと ３．電流リミッタ　AC100V-3A　１個 ４．絶縁変圧器　0.3kVA 相当-AC100V-60Hz　１組 ５．テレメータ装置取付スペース(対都茂浄水場用)　１式 ６．汎用ＵＰＳ　0.2kVA 相当-AC100V-60Hz　１組 (必要な場合) ７．計装計器類取付スペース　１式 ８．故障表示器　１式 ９．保安器取付スペース　１式 １０．その他必要品　１式 ５）付 属 品　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ送信装置)(TMT91)及び計装用品は，支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－9－2
名　　称	配水流量計及びループ用品　(山本配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　電磁式（一般形） 2．構　造　　防浸型，フランジ取付型 3．測定対象　　浄水 4．口　径　　100φ 5．フランジ規格　JIS7.5k または JIS10k 6．検出器（または，伝送器；現場指示付）　　1台 構　造　　防浸形，フランジ取付形 付属品　　ボルト，ナット，パッキン 専用ケーブル（必要な場合） 7．変換器（必要な場合）（現場指示付）　　1台 構　造　　防浸型，分離形または一体形 信号伝送　　２線式 付属品　　専用ケーブル（必要な場合） 8．計装機器類　　1式 a．流量指示計　　1個 b．積算演算器　　1個 c．積算カウンター（６桁，復帰釦付）　　1個 d．信号用避雷器　　1式 e．電源用避雷器　　1式 f．その他必要品　　1式 9．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－9－3
名　　称	山本配水池水位ループ用品　(山本配水池設置)
内　　容	①. 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．既設水位計の計装ループ用品のみ手配する。 2．既設水位計の主要機器仕様は下記の通りとする。 a．形　式　　投込式 b．伝送器　（２線式）（現場指示付） c．測定対象　浄水 d．信号出力　4～20mADC e．計測スパン　打合せによる。 3．手配する計装ループ用品(計装機器類)　　1式 a．指示警報計(２点警報)（都茂浄水場取付)　1個 b．指示警報計　(山本配水池取付)　　1個 c．信号用避雷器　　1式 d．電源用避雷器　　1式 e．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照)，　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）水位計は、既設

仕 様 書

整 理 番 号	監E－9－4
名　　称	山本配水池(対都茂浄水場)系　遠隔監視制御(テレメータ)装置(TM□９１)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1対{親局・子局(受信・送信)} 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　　造　屋内ユニット式 2．収納場所　送信(子局)側　新設計装盤内(山本配水池設置) 受信(親局)側　既設計装盤内(都茂浄水場設置) 3．伝送速度　50b/s 4．対向方式　１：１方式 5．入出力点数（制御なし）･･･別紙監視項目表による。 6．電　　源　AC100V-60Hz 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ受信装置)(TMR91)は、都茂浄水場既設計装盤に支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監Ｅ－10－1
名　　称	配水池水位計及びループ用品(清水配水池設置)
内　　容	①．新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　投込式 2．伝送器（２線式）（現場指示付）　　1台 構　造　　防水型 付属品　　専用ケーブル（必要な場合） 3．測定対象　　浄水 4．フランジ口径　50φまたは 80φ 5．フランジ規格　JIS5k・JIS7.5 または JIS10k 6．計装機器類　　1式 a．指示警報計（２点警報）　　1個 b．信号用避雷器　　1式 c．電源用避雷器　　1式 d．その他必要品　　1式 7．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－10－2
名　　称	水位計発信器(収納)盤　(ＬＴ－１０)　(清水配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1面 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　400W×700H×300D (参考) 2．形　式　屋外自立形(SUS 製)，塗装仕上げ 3．水位計取付スペース　　1式 4．その他必要品（据付架台他）　　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照)，　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－10－3
名　　称	レベルレギュレータ式水位計　(清水配水池設置)
内　　容	①. 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1組{2個(3P相当)} 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様 {国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)} （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等（ＬＣ１２形相当） 1．出　力　　C接点 2．材　質　　コード外被　ＰＶＣ／ＣＲ 接点部　　マイクロスイッチ 3．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監Ｅ－10－４
名　　称	配水流量計及びループ用品　(清水配水池設置)
内　　容	①　新　規　　２．機能増設　　３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１式 ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） ４）主要機器仕様，構成，内容　等 １．形　式　　電磁式（一般形） ２．構　造　　防浸型，フランジ取付型 ３．測定対象　　浄水 ４．口　径　　100φ ５．フランジ規格　JIS7.5k または JIS10k ６．検出器（または，伝送器；現場指示付）　　１台 構　造　　防浸型，フランジ取付型 付属品　　ボルト，ナット，パッキン 専用ケーブル（必要な場合） ７．変換器（必要な場合）（現場指示付）　　１台 構　造　　防浸型，分離型または一体型 信号伝送　　２線式 付属品　　専用ケーブル（必要な場合） ８．計装機器類　　１式 ａ．流量指示計　　１個 ｂ．積算演算器　　１個 ｃ．積算カウンター（６桁，復帰釦付）　　１個 ｄ．信号用避雷器　　１式 ｅ．電源用避雷器　　１式 ｆ．その他必要品　　１式 ９．その他必要品　　１式 ５）付 属 品　　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－10－5
名　　称	流入流量計及びループ用品　(山本連絡用清水配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　電磁式（一般形） 2．構　造　　防浸型，フランジ取付型 3．測定対象　　浄水 4．口　径　　50φ 5．フランジ規格　JIS7.5k または JIS10k 6．検出器（または，伝送器；現場指示付）　　1台 構　造　　防浸型，フランジ取付型 付属品　　ボルト，ナット，パッキン 専用ケーブル（必要な場合） 7．変換器（必要な場合）（現場指示付）　　1台 構　造　　防浸型，分離型または一体型 信号伝送　　2線式 付属品　　専用ケーブル（必要な場合） 8．計装機器類　　1式 a．流量指示計　　1個 b．積算演算器　　1個 c．積算カウンター（6桁，復帰釦付）　　1個 d．信号用避雷器　　1式 e．電源用避雷器　　1式 f．その他必要品　　1式 9．その他必要品　　1式 5）付 属 品　　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－11－1
名　　称	配水流量計及びループ用品　(仙道第１配水池設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１式 ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） ４）主要機器仕様，構成，内容　等 １．形　式　　電子式、縦型羽根車式 ２．構　造　　防浸型，フランジ取付型 ３．測定対象　　浄水 ４．口　径　　50φ ５．フランジ規格　JIS7.5k または JIS10k ６．羽車部（現場積算カウンタ付）　　１台 構　造　　防浸型 付属品　　ボルト，ナット，パッキン 外部積算(及び瞬時値)用パルス出力 ７．計装機器類　　１式 ａ．パルスレート変換器　　１個 ｂ．流量指示計(第１配水池及び清水浄水場取付)　　２個 ｃ．流量積算演算器　　１個 ｄ．流量積算カウンター(６桁，復帰釦付)　　１個 (清水浄水場取付) ｅ．信号用避雷器　　１式 ｆ．電源用避雷器　　１式 ｇ．その他必要品　　１式 ８．その他必要品　　１式 ５）付 属 品　　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監Ｅ－11－２
名　　称	既設盤改造　(仙道第１配水池設置)
内　　容	１．新　規　　②．機能増設　　３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１式 ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ ４）主要機器仕様，構成，内容　等 下記機場の計装センサー新設に伴い、監視項目への入力対応のため，遠隔監視制御（テレメータ受信）装置への信号入力及び計装機器の組込みを実施する。 ａ．仙道第１配水池配水流量ループ用品(別途手配品) ５）付 属 品　　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	□　有　（別紙　設計図　参照），　　■　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）計装用品は、支給する。また、遠隔監視制御装置(テレメータ送信装置)は、既設。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－12－1
名　　称	配水池計装盤(ＫＰ－１２)　(仙道第２配水池設置)
内　　容	①　新　規　　２．機能増設　　３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１面 ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） ４）主要機器仕様，構成，内容　等 １．寸　法　450W×1500H×235D (遮光板付属)(参考) ２．形　式　屋外壁掛形（SUS 製），塗装仕上げ 屋外引込柱取付，取付金具付属のこと ３．電流リミッタ　AC100V-3A　１個 ４．絶縁変圧器　0.3kVA 相当-AC100V-60Hz　１組 ５．保安器取付スペース　１式 ６．テレメータ装置取付スペース(対清水浄水場用)　１式 ７．汎用ＵＰＳ　0.2kVA 相当-AC100V-60Hz　１組 (必要な場合) ８．計装計器類取付スペース　１式 ９．故障表示器　１式 １０．その他必要品　１式 ５）付 属 品　　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ送信装置)(TMT121)及び計装用品は，支給する。

仕 様 書

整 理 番 号	監Ｅ－12－2
名　　称	配水池水位計及びループ用品　(仙道第２配水池設置)
内　　容	①．新　規　　２．機能増設　　３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１式 ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） ４）主要機器仕様，構成，内容　等 １．形　式　　投込式 ２．伝送器（２線式）（現場指示付）　１台 構　造　　防水形 付属品　　専用ケーブル（必要な場合） ３．測定対象　　浄水 ４．フランジ口径　50φまたは 80φ ５．フランジ規格　JIS5k・JIS7.5 または JIS10k ６．計装機器類　１式 ａ．指示警報計(２点警報) (清水浄水場取付)　１個 ｂ．指示計　(仙道第２配水池取付)　１個 ｃ．信号用避雷器　１式 ｄ．電源用避雷器　１式 ｅ．その他必要品　１式 ７．その他必要品　１式 ５）付 属 品　　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監Ｅ－12－３
名　　称	水位計発信器(収納)盤(ＬＴ－１２)　(仙道第２配水池設置)
内　　容	①　新　規　　２．機能増設　　３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１面 ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） ４）主要機器仕様，構成，内容　等 １．寸　法　400W×700H×300D (参考) ２．形　式　屋外自立形(SUS 製)，塗装仕上げ ３．水位計取付スペース　１式 ４．その他必要品（据付架台他）　１式 ５）付 属 品　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照)，　□　無
工 場 検 査	■　社内　□　立ち会い　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－12－4
名　　称	配水流量計及びループ用品（仙道第２配水池設置）
内　　容	①．新　規　　２．機能増設　　３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１式 ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） ４）主要機器仕様，構成，内容　等 １．形　式　　電子式、縦型羽根車式 ２．構　造　　防浸型，フランジ取付型 ３．測定対象　　浄水 ４．口　径　　80φ(75φ) ５．フランジ規格　JIS7.5k または JIS10k ６．羽車部（現場積算カウンタ付）　　１台 構　造　　防浸型 付属品　　ボルト，ナット，パッキン 外部積算(及び瞬時値)用パルス出力 ７．計装機器類　　１式 ａ．パルスレート変換器　　１個 ｂ．流量指示計(仙道第２配水池及び清水浄水場取付)２個 ｃ．流量積算演算器　　１個 ｄ．流量積算カウンター(６桁，復帰釦付)　　１個 (清水浄水場取付) ｅ．信号用避雷器　　１式 ｆ．電源用避雷器　　１式 ｇ．その他必要品　　１式 ８．その他必要品　　１式 ５）付 属 品　　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－12－5
名　　称	仙道第２配水池(対清水)系　遠隔監視制御(テレメータ)装置(ＴＭ□１２１)
内　　容	①　新　規　　２．機能増設　　３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１対{親局・子局(受信・送信)} ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） ４）主要機器仕様，構成，内容　等 １．構　　造　屋内ユニット式 ２．収納場所　送信(子局)側　既設計装盤内 (仙道第２配水池設置) 受信(親局)側　新設テレメータ計装盤内 (清水浄水場設置) ３．伝送速度　50b/s ４．対向方式　１：１方式 ５．入出力点数（制御なし）･･･別紙監視項目表による。 ６．電　　源　AC100V-60Hz ５）付 属 品　（■有　，　□無） ６）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ受信装置)(TMR121)は、清水浄水場テレメータ盤に支給する。

仕 様 書

整理番号	監E－13－1 (次頁に続く)
名　　称	中央監視装置(ＣＰＵ－１)　(美都総合支所設置)
内　　容	(1.) 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1対 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 １．寸　法　1800W×700H×800D (参考) ２．形　式　屋内デスク形 ３．ＣＰＵ（主・補助記憶装置含む）　1式 ４．液晶式ディスプレー装置　2式 ５．帳票用・ハードコピー用カラープリンタ装置　1式 ６．伝送装置（同軸用）　1式 ７．ＭＯドライブ装置(必要な場合)　1式 ８．電源装置　1式 ９．サインポール　1式 １０．保守用品　1式 １１．消耗品　1式 １２．その他必要品　1式 １３．監視対象機場　1式 下記各系統の全信号を対象とし、監視項目・監視機能は、別紙監視項目一覧表をもとに打合せにより決定する。 ・新二川水源地系　・二川浄水場系 ・都茂浄水場系　・清水浄水場系 ・笹倉浄水場系　・都茂配水池系 ・中倉増圧ポンプ所系は、将来入力予備確保のみとする。 １４.非常(自動)通報装置(または、機能として付属)　1台(式) ・通報方法　音声による通報機能･･･異常発生)及び、呼出時 ・通報回線　一般加入電話回線 ・通報先　５箇所以上(携帯電話を含む)(３回繰り返し機能付) ・通報開始切替　手動及び、自動(任意に平日・休日等時間設定可能とする。) ・通報内容　別紙一覧表をもとに打合せにより決定する。 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他
参 考 図	■　有　(別紙　設計図　参照),　　□　無
工場検査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制約事項	
備　　考	注）■印の記号は、本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整理番号	監E－13－1	(次頁に続く)
名　　称	中央監視装置(ＣＰＵ－１)　(美都総合支所設置)	
内　　容	(1.) 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）	

仕　　様

14A.非常(自動)通報機能ｳ通報内容(その１)

・通報内容　　下記一覧表をもとに打合せにより決定する。

非常(自動)通報項目一覧表(その１)

施設(機場)名称	詳　　細	警　　報	項目数
１．二川浄水場	二川浄水場が	停電です。	1
	浄水池水位が	異常増水です。	2
	浄水池水位が	異常減水です。	3
	濁度が	異常です。	4
	滅菌機が	故障です。	5
	送水ポンプが	故障です。	6
	二川浄水場は	正常です。	7
２．二川配水池	二川配水池が	停電です。	8
	配水地水位が	異常増水です。	9
	配水地水位が	異常減水です。	10
	二川配水池は	正常です。	11
３．堤郷増圧ポンプ場	堤郷増圧ポンプ場が	停電です。	12
	ポンプ池水位が	異常増水です。	13
	ポンプ池水位が	異常減水です。	14
	増圧ポンプが	故障です。	15
	堤郷増圧ポンプ場は	正常です。	16
４．湯の香配水池	湯の香配水池が	停電です。	17
	ポンプ池水位が	異常増水です。	18
	ポンプ池水位が	異常減水です。	19
	湯の香配水池は	正常です。	20
５．新二川水源池	新二川水源池が	停電です。	21
	取水井水位が	異常減水です。	22
	濁度が	異常です。	23
	滅菌機が	故障です。	24
	新二川水源池は	正常です。	25

参 考 図	■　有　(別紙　設計図　参照),　　□　無
工場検査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制約事項	
備　　考	注）■印の記号は、本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整理番号	監Ｅ－13－１	(次頁に続く)
名　　称	中央監視装置(ＣＰＵ－１)　(美都総合支所設置)	
内　　容	(1.) 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）	

仕　　様

14A.非常(自動)通報機能ｳ通報内容(その２)

・通報内容　　下記一覧表をもとに打合せにより決定する。

非常(自動)通報項目一覧表(その２)

施設(機場)名称	詳　　細	警　　報	項目数
６・笹ヶ峠配水池	笹ヶ峠配水池が	停電です。	26
	配水池水位が	異常増水です。	27
	配水池水位が	異常減水です。	28
	残留塩素濃度が	濃い過ぎます。	29
	残留塩素濃度が	薄過ぎます。	30
	笹ヶ峠配水池は	正常です。	31
７．丸茂配水池	丸茂配水池が	停電です。	32
	配水地水位が	異常増水です。	33
	配水地水位が	異常減水です。	34
	丸茂配水池は	正常です。	35
８．屋敷平増圧ポンプ場	屋敷平増圧ポンプ場が	停電です。	36
	ポンプ池水位が	異常増水です。	37
	ポンプ池水位が	異常減水です。	38
	増圧ポンプが	故障です。	39
	屋敷平増圧ポンプ場は	正常です。	40
９．久原配水池	久原配水池が	停電です。	41
	配水池水位が	異常増水です。	42
	配水池水位が	異常減水です。	43
	久原配水池は	正常です。	44
１０．都茂配水池	都茂配水池が	停電です。	45
	配水池水位が	異常増水です。	46
	配水池水位が	異常減水です。	47
	残留塩素濃度が	濃い過ぎます。	48
	残留塩素濃度が	薄過ぎます。	49
	滅菌機が	故障です。	50
	送水ポンプが	故障です。	51
	都茂配水池は	正常です。	52

参 考 図	■　有　(別紙　設計図　参照),　　□　無
工場検査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制約事項	
備　　考	注）■印の記号は、本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整理番号	監E－13－1	(次頁に続く)
名　　称	中央監視装置(ＣＰＵ－１)　(美都総合支所設置)	
内　　容	(1.) 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）	

仕　　様

14A.非常(自動)通報機能ｳ通報内容(その３)

・通報内容　　下記一覧表をもとに打合せにより決定する。

非常(自動)通報項目一覧表(その３)

施設(機場)名称	詳　　細	警　　報	項目数
１１．小田又配水池	小田又配水池が	停電です。	53
	配水池水位が	異常増水です。	54
	配水池水位が	異常減水です。	55
	小田又配水池は	正常です。	56
１２．都茂浄水場	都茂浄水場が	停電です。	57
	浄水地水位が	異常増水です。	58
	浄水地水位が	異常減水です。	59
	濁度が	異常です。	60
	残留塩素濃度が	濃い過ぎます。	61
	残留塩素濃度が	薄過ぎます。	62
	滅菌機が	故障です。	63
	送水ポンプが	故障です。	64
	都茂浄水場は	正常です。	65
１３・山本配水池	山本配水池が	停電です。	66
	配水池水位が	異常増水です。	67
	配水池水位が	異常減水です。	68
	山本配水池は	正常です。	69
１４．清水浄水場	清水浄水場が	停電です。	70
	浄水池水位が	異常増水です。	71
	浄水池水位が	異常減水です。	72
	濁度が	異常です。	73
	残留塩素濃度が	濃い過ぎます。	74
	残留塩素濃度が	薄過ぎます。	75
	滅菌機が	故障です。	76
	膜ろ過装置が	故障です。	77
	送水ポンプが	故障です。	78
	清水浄水場は	正常です。	79

参　考　図	■　有　(別紙　設計図　参照),　　□　無
工場検査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制約事項	
備　　考	注）■印の記号は、本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監Ｅ－13－１
名　　称	中央監視装置(ＣＰＵ－１)　(美都総合支所設置)
内　　容	(1.) 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）

仕　　様

14A.非常(自動)通報機能ｳ通報内容(その４)

・通報内容　　下記一覧表をもとに打合せにより決定する。

非常(自動)通報項目一覧表(その４)

施設(機場)名称	詳　　細	警　　報	項目数
１５．清水配水池	清水配水池が	停電です。	80
	配水池水位が	異常増水です。	81
	配水池水位が	異常減水です。	82
	清水配水池は	正常です。	83
１６．第１配水池	第１配水池が	停電です。	84
	配水池水位が	異常増水です。	85
	配水池水位が	異常減水です。	86
	第１配水池は	正常です。	87
１７．第２配水池	第２配水池が	停電です。	88
	配水池水位が	異常増水です。	89
	配水池水位が	異常減水です。	90
	第２配水池は	正常です。	91
１８．笹倉浄水場	笹倉浄水場が	停電です。	92
	浄水池水位が	異常増水です。	93
	浄水池水位が	異常減水です。	94
	濁度が	異常です。	95
	滅菌機が	故障です。	96
	膜ろ過装置が	故障です。	97
	送水ポンプが	故障です。	98
	笹倉浄水場は	正常です。	99
１９．笹倉配水池	笹倉配水池が	停電です。	100
	配水池水位が	異常増水です。	101
	配水池水位が	異常減水です。	102
	笹倉配水池は	正常です。	103

参 考 図	■　有　(別紙　設計図　参照),　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は、本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監E－13－2		
名　　称	テレメータ盤(TM－１１)　(美都総合支所設置)		
内　　容	(1.) 新　規	2．機能増設	3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1面 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 １．寸　法　600W×2150H×600D (参考) ２．形　式　屋内自立形(鋼板製)，塗装仕上げ ３．電源装置　１式 ４．テレメータ受信装置取付スペース　１式 下記各系統の全信号を対象とする。 ☆・新二川水源地系　←　既設流用(流用は、丸茂配水池系) ・二川浄水場系 ・都茂浄水場系 ・清水浄水場系 ・笹倉浄水場系 ・都茂配水池系 中倉増圧ポンプ所系は、将来取付余地確保のみとする。 ５．伝送装置（同軸用）　１式 ６．配線用しゃ断器 2P MCCB　１式 ７．その他必要品　１式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他		
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　□　無		
工 場 検 査	□　社内　■　立ち会い　□　公的機関		
制 約 事 項			
備　　考	注１）■印の記号は、本仕様書の選択適用とする。 注２）遠隔監視制御装置(テレメータ受信装置)(TMR□)は，支給する。 注３）☆印部機器は、既設盤よりの移設品を示す。		

仕 様 書

整 理 番 号	監E－13－3		
名　　称	ミニＵＰＳ(ＵＰＳ－１１)　(美都総合支所設置)		
内　　容	①. 新　規	2．機能増設	3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1台 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ （及び日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書参考） 4）主要機器仕様，構成，内容　等 1．寸　法　250W×500H×500D (参考) 2．形　式　屋内据置形 3．入力電源；単相 100V-60Hz 4．定格出力；単相 100V-60Hz-3.0kVA 5．時間定格；30 分 6．駆動方式；常時インバータ給電方式 7．蓄電池；メンテナンスフリー形 8．各種表示器　　1式 9．その他必要品 （キャスター，固定金具等）　1式 5）付 属 品　（■有　，　□無） 6）そ の 他		
参 考 図	□　有　（別紙　設計図　参照），　■　無		
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関		
制 約 事 項			
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。		

仕 様 書

整 理 番 号	監Ｅ－13－４		
名　　称	既設盤改造　(美都総合支所設置)		
内　　容	１．新　規	②．機能増設	３．その他（　　）
仕　　様	１）数　　量　　１式 ２）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） ３）適用仕様｛国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)｝ ４）主要機器仕様，構成，内容　等 テレメータ盤新設に伴い、遠隔監視制御(テレメータ)装置及び関連する計装ループを一元化監視するため､既設盤より下記機器を移設する。 (移設する機器) ａ．二川浄水場系　遠隔監視制御(テレメータ受信)装置を取外し丸茂配水池系の遠隔監視制御(テレメータ受信)装置)(TMR71 とする。)として新二川水源地に転用する。 ５）付 属 品　　（■有　，　□無） ６）そ の 他		
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照)，	□　無	
工 場 検 査	■　社内	□　立ち会い	□　公的機関
制 約 事 項			
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。		

仕 様 書

整 理 番 号	監M－2－1		
名　　称	定水位槽(脱泡槽)　(二川浄水場設置)		
内　　容	①　新　規	2．機能増設	3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1台 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　造　　PVC 製　屋内壁掛型 2．容　量　　6ℓ 3．配管接続 給水用　φ20(手動ﾎﾞｰﾙ弁付ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ) 呼水用　φ16 オーバーフロー用　φ25 排水用　φ16 4．付属品　1式 a．取付架台(必要な場合)　1式 b．取付ボルト類　1式 c．ドレン弁及びホース類　1式 d．その他必要品　1式 5．その他必要品　1式 4）付 属 品　（■有　，　□無） 5）そ の 他		
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照),	□　無	
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い	□　公的機関	
制 約 事 項			
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。		

仕 様 書

整 理 番 号	監M－2－2
名　　称	サンプリングポンプ　(二川浄水場設置)
内　　容	①. 新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　小型定圧(家庭用)給水ユニット 20A 2．口　径　　吐出φ20㎜　吸込φ20㎜ 3．吐出量　　10ℓ /分 4．吐出圧　　メーカー標準(但し、0.098Mpa 以上) 5．電源　　1φ-100V-60Hz-150W 6．付属品　　1式 a．アキュームレータ　　1ℓ b．取付ボルト類　　1式 c．その他必要品　　1式 6．その他必要品　　1式 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－2－3
名　　称	ポンプサクション管架台(SUS304 鋼材加工品)　(二川浄水場設置)
内　　容	①．新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1個 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．材質　　ＳＵＳ３０４ 2．その他　　加工手間含む材工共単価 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－2－4
名　　称	サンプリングポンプカバー(SUS304 鋼材加工品)　(二川浄水場設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1個 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．材質　　ＳＵＳ３０４ 2．その他　　加工手間含む材工共単価 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－3－1
名　　称	次亜貯留槽　(都茂浄水場設置)
内　　容	①．新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　造　　PVC 製　角型密閉槽　(屋内据置型) 2．容　量　　100ℓ 3．付属品　　1式 ａ．薬液投入口　　1式 ｂ．液中ポンプ据付座　　1式 ｃ．直視形液面計　　1式 ｄ．2 接点式液位計(上・下限出力) および取付座　1式 ｅ．その他必要品　　1式 4．その他必要品　　1式 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－3－2
名　　称	次亜注入ポンプ　(都茂浄水場設置)
内　　容	①．新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　液中ピストンポンプバルブレス型 2．制御方式　　比例インターバル方式 3．吐出量　　38mℓ /分 4．吐出圧　　1.0MPa 5．電源　　1φ-100V-60Hz-25W 6．主要部材質 a．ピストン・シリンダー　セラミック b．ボデー　　ＰＶＣ c．連結シャフト　　チタン 7．付属品　　1式 a．液中ポンプ　　2台 b．注入ポンプコントローラ(必要な場合)　　1式 c．ＰＶＣボルト・ナット　　1式 d．ブレートホース　　1式 e．その他必要品　　1式 8．その他必要品　　1式 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	□　社内　　■　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）注入ポンプコントローラ類(必要な場合)は、滅菌機盤他(都茂浄水場設置)に取付けるため全て支給すること。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－3－3
名　　称	定水位槽(脱泡槽)　(都茂浄水場設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1台 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　造　　PVC 製　屋内壁掛型 2．容　量　　6ℓ 3．配管接続 給水用　φ20(手動ﾎﾞｰﾙ弁付ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ) 呼水用　φ16 オーバーフロー用　φ25 排水用　φ16 4．付属品　　1式 a．取付架台(必要な場合)　　1式 b．取付ボルト類　　1式 c．ドレン弁及びホース類　　1式 d．その他必要品　　1式 5．その他必要品　　1式 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－3－4
名　　称	循環ポンプ　(都茂浄水場設置)
内　　容	①新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　水中ポンプ 25A 2．吐出量　　50ℓ /分 3．吐出圧　　メーカー標準(□□Mpa) 4．電源　　3φ-200V-60Hz-0.6kW 5．付属品　　1式 ａ．取付ボルト類　　1式 ｂ．その他必要品　　1式 6．その他必要品　　1式 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－3－5
名　　称	循環ポンプカバー(SUS304 鋼材加工品)　(都茂浄水場設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1個 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．材質　　ＳＵＳ３０４ 2．その他　　加工手間含む材工共単価 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－5－1
名　　称	定水位槽(脱泡槽)　(笹倉浄水場設置)
内　　容	①新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1台 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　造　　PVC 製　屋内壁掛型 2．容　量　　6ℓ 3．配管接続 給水用　φ20(手動ﾎﾞｰﾙ弁付ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ) 呼水用　φ16 オーバーフロー用　φ25 排水用　φ16 4．付属品　　1式 a．取付架台(必要な場合)　　1式 b．取付ボルト類　　1式 c．ドレン弁及びホース類　　1式 d．その他必要品　　1式 5．その他必要品　　1式 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－5－2
名　　称	サンプリングポンプ　(笹倉浄水場設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　小型定圧(家庭用)給水ユニット 20A 2．口　径　　吐出φ20㎜　吸込φ20㎜ 3．吐出量　　10ℓ /分 4．吐出圧　　メーカー標準(但し、0.098Mpa 以上) 5．電源　　1φ-100V-60Hz-150W 6．付属品　　1式 ａ．アキュームレータ　　1ℓ ｂ．取付ボルト類　　1式 ｃ．その他必要品　　1式 7．その他必要品　　1式 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－5－3
名　　称	ポンプサクション管架台(SUS304 鋼材加工品)　(笹倉浄水場設置)
内　　容	①．新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1個 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．材質　　ＳＵＳ３０４ 2．その他　　加工手間含む材工共単価 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－5－4
名　　称	サンプリングポンプカバー(SUS304 鋼材加工品)　(笹倉浄水場設置)
内　　容	①　新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1個 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．材質　　ＳＵＳ３０４ 2．その他　　加工手間含む材工共単価 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－8－1
名　　称	次亜貯留槽　(都茂配水池設置)
内　　容	①．新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　造　　PVC 製　角型密閉槽　(屋内据置型) 2．容　量　　100ℓ 3．付属品　　1式 ａ．薬液投入口　　1式 ｂ．液中ポンプ据付座　　1式 ｃ．直視形液面計　　1式 ｄ．2 接点式液位計(上・下限出力) および取付座　1式 ｅ．その他必要品　　1式 4．その他必要品　　1式 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－8－2
名　　称	次亜注入ポンプ　(都茂配水池設置)
内　　容	①．新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1式 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．形　式　　液中ピストンポンプバルブレス型 2．制御方式　　比例インターバル方式 3．吐出量　　38mℓ /分 4．吐出圧　　1.0MPa 5．電源　　1φ-100V-60Hz-25W 6．主要部材質 a．ピストン・シリンダー　セラミック b．ボデー　　ＰＶＣ c．連結シャフト　　チタン 7．付属品　　1式 a．液中ポンプ　　2台 b．注入ポンプコントローラ(必要な場合)　　1式 c．ＰＶＣボルト・ナット　　1式 d．ブレートホース　　1式 e．その他必要品　　1式 8．その他必要品　　1式 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注１）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。 注２）注入ポンプコントローラ類(必要な場合)は、滅菌機盤他(都茂配水池設置)に取付けるため全て支給すること。

仕 様 書

整 理 番 号	監M－8－3
名　　称	定水位槽(脱泡槽)　(都茂配水池設置)
内　　容	①新　規　　2．機能増設　　3．その他（　　）
仕　　様	1）数　　量　　1台 2）準拠規格（ＪＩＳ，ＪＥＣ，ＪＥＭ） 3）主要機器仕様，構成，内容　等 1．構　造　　PVC 製　屋内壁掛型 2．容　量　　6ℓ 3．配管接続 給水用　φ20(手動ﾎﾞｰﾙ弁付ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ) 呼水用　φ16 オーバーフロー用　φ25 排水用　φ16 4．付属品　　1式 a．取付架台(必要な場合)　　1式 b．取付ボルト類　　1式 c．ドレン弁及びホース類　　1式 d．その他必要品　　1式 5．その他必要品　　1式 4）付 属 品　　（■有　，　□無） 5）そ の 他
参 考 図	■　有　（別紙　設計図　参照），　　□　無
工 場 検 査	■　社内　　□　立ち会い　　□　公的機関
制 約 事 項	
備　　考	注）■印の記号は，本仕様書の選択適用とする。

見積参考資料

工 事 名　　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事

施工位置　　益田市美都町地内

記事

「見積参考資料」「積算用参考図」は積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、これらの資料は「設計図書」とはならない。

よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については請負者の責任において定めるものとする。

美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事
見積参考資料

【積算上の見積単価について】

別紙「遠隔監視設備機器見積一覧表」に掲載したものについては下記の者見積もりを依頼して単価決定の参考とした。

見積依頼先

・ 新川電気（株）	松江営業所	松江市西姫島 3 丁目 2－30
・ 愛知時計電気（株）	広島営業所	広島市中区十日市町一丁目 3 番 27 号
・ 小松電気産業（株）	益田営業所	益田市遠田町 1956－38

※ なお、上記に無いその他の資材等については、「島根県土木部・農林水産部平成２０年度建設工事積算基準」「積算資料」または「建設物価」による。

※ 見積依頼先については参考であり、納入先を指定するものではない。

機 器 単 価 比 較 表（1／4）

工事名　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事(電気計装設備)(一般管理費等を含む)

発注区分	整理番号	名　　称	単位	備　　考
	監E-1-1	新二川水源地設置 既設盤改造	1式	遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置　　及び計装ループ用品は、支給
	監E-1-2	新二川水源地設置 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置	1対	対中央系 屋内ユニット式
	監E-2-1	二川浄水場設置 浄水濁度計及びループ用品	1式	透過散乱光測定方式(高感度形) 屋内防滴型
	監E-2-2	二川浄水場設置 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置	1対	対中央系 屋内ユニット式
	監E-2-3	二川浄水場設置 既設盤改造	1式	遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置　　及び計装ループ用品は、支給
	監E-3-1	都茂浄水場設置 浄水濁度計及びループ用品	1式	透過散乱光測定方式(高感度形) 屋内防滴型
	監E-3-2	都茂浄水場設置 浄水残塩計及びループ用品	1式	回転電極式ポーラログラフ方式 屋内防滴型
	監E-3-3	都茂浄水場設置 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置	1対	対中央系 屋内ユニット式
	監E-3-4	都茂浄水場設置 滅菌制御盤	1面	屋内壁掛形(鋼板製)
	監E-3-5	都茂浄水場設置 既設盤改造	1式	遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置　　及び計装ループ用品は、支給
	監E-4-1	清水浄水場設置 計装テレメータ盤	1面	屋内自立形(鋼板製) 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置及び計装ループ用品は、支給
	監E-4-2	清水浄水場設置 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置	1対	対中央系 屋内ユニット式
	監E-4-3	清水浄水場設置 既設盤改造	1式	既設遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置及び既設計装ループ用品を移設
	監E-5-1	笹倉浄水場設置 浄水濁度計及びループ用品	1式	透過散乱光測定方式 屋内防滴型

機 器 単 価 比 較 表（2／4）

工事名　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事(電気計装設備)(一般管理費等を含む)

発注区分	整理番号	名　　称	単位	備　　考
	監E-5-2	笹倉浄水場設置 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置	1対	透過散乱光測定方式 屋内防滴型
	監E-5-3	笹倉浄水場設置 配水池水位計及びループ用品	1式	対中央系 屋内ユニット式
	監E-5-4	笹倉浄水場設置 既設盤改造	1式	遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置　　及び計装ループ用品は、支給
	監E-6-1	笹ｹ峠配水池設置 低圧引込開閉器盤	1面	屋外装柱形(ＳＵＳ製) 単相受電用
	監E-6-2	笹ｹ峠配水池設置 残留塩素計(収納)盤	1面	屋外自立形(ＳＵＳ製)　　残塩計及び計装ループ用品は、支給
	監E-6-3	笹ｹ峠配水池設置 配水残塩計及びループ用品	1式	透過散乱光測定方式 屋内防滴型
	監E-7-1	丸茂配水池設置 配水流量計及びループ用品	1式	80φ(75φ)電子式羽根車式 防滴型
	監E-7-2	丸茂配水池設置 丸茂配水池水位ループ用品	1式	計装ループ用品のみ 水位計(投込式)は、既設使用
	監E-7-3	丸茂配水池設置 既設盤改造	1式	遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置　　及び計装ループ用品は、支給
	監E-8-1	都茂配水池設置 低圧引込開閉器盤	面	屋外装柱形(ＳＵＳ製) 単相受電用
	監E-8-2	都茂配水池設置 保安器箱	面	屋外装柱形(ＳＵＳ製) NTTk回線受信用
	監E-8-3	都茂配水池設置 配水池計装盤	1面	屋内壁掛形(鋼板製) 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置及び計装ループ用品は、支給
	監E-8-4	都茂配水池設置 滅菌制御盤	1面	屋内壁掛形(鋼板製)
	監E-8-5	都茂配水池設置 配水残塩計及びループ用品	1式	回転電極式ポーラログラフ方式 屋内防滴型
	監E-8-6	都茂配水池設置 配水池水位計及びループ用品	1式	投込式(２線式)

機 器 単 価 比 較 表（3／4）

工事名　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事(電気計装設備)(一般管理費等を含む)

発注区分	整理番号	名　　称	単位	備　　考
	監E-8-7	都茂配水池設置 水位発信器(収納)盤	面	屋外自立形(ＳＵＳ製) 水位計発信器収納用
	監E-8-8	都茂配水池設置 配水流量計及びループ用品	1式	100φ電子式羽根車式 防滴型
	監E-8-9	都茂配水池設置 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置	1対	対中央系 屋内ユニット式
	監E-9-1	山本配水池設置 配水池計装盤	1面	屋外装柱形(ＳＵＳ製) 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置及び計装ループ用品は、支給
	監E-9-2	山本配水池設置 配水流量計及びループ用品	1式	100φ電磁式(２線式) 防浸型
	監E-9-3	山本配水池設置 山本配水池水位ループ用品	1式	計装ループ用品のみ 水位計(投込式)は、既設使用
	監E-9-4	山本配水池設置 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置	1対	対都茂浄水場系 屋内ユニット式
	監E-10-1	清水配水池設置 配水池水位計及びループ用品	1式	投込式(２線式) 防水型
	監E-10-2	清水配水池設置 水位発信器(収納)盤	面	屋外自立形(ＳＵＳ製) 水位計発信器収納用
	監E-10-3	清水配水池設置 レベルレギュレータ(2P相当)	個	
	監E-10-4	清水配水池設置 配水流量計及びループ用品	1式	100φ電磁式(２線式) 防浸型
	監E-10-5	清水配水池設置 流入流量計(山本連絡用)及びループ用品	1式	50φ電磁式(２線式) 防浸型
	監E-11-1	仙道第１配水池設置 配水流量計及びループ用品	1式	80φ(75φ)電子式羽根車式 防滴型
	監E-11-2	仙道第１配水池設置 既設盤改造	1式	計装ループ用品は、支給
		機器費小計(11) 機器重量(kg)		

機 器 単 価 比 較 表（4／4）

工事名　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事(電気計装設備)(一般管理費等を含む)

発注区分	整理番号	名　　称	単位	備　　考
	監E-12-1	仙道第２配水池設置 配水池計装盤	1面	屋外装柱形(ＳＵＳ製) 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置及び計装ループ用品は、支給
	監E-12-2	仙道第２配水池設置 配水池水位計及びループ用品	1式	投込式(２線式) 防水型
	監E-12-3	仙道第２配水池設置 水位発信器(収納)盤	面	屋外自立形(ＳＵＳ製) 水位計発信器収納用
	監E-12-4	仙道第２配水池設置 配水流量計及びループ用品	1式	80φ(75φ)電子式羽根車式 防滴型
	監E-12-5	仙道第２配水池設置 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置	1対	対清水浄水場系 屋内ユニット式
	監E-13-1	庁舎中央設置 中央監視装置	1式	屋内デスク形
	監E-13-2	庁舎中央設置 テレメータ盤	1面	屋内自立形(鋼板製) 遠隔監視制御(ﾃﾚﾒｰﾀ)装置は、支給
	監E-13-3	庁舎中央設置 ミニＵＰＳ	1台	屋内据置形
	監E-13-4	庁舎中央設置 既設盤改造	1式	計装ループ用品は、支給
		機器費小計(13) 機器重量(kg)		
		機器費①合計 機器総重量(kg)		
		機器費②合計 機器総重量(kg)		
		機器費合計 機器総重量(kg)		

電 気 材 料 単 価 比 較 表（1／1）

工事名　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事(電気計装設備)(一般管理費等を含まない)

発注区分	整理番号	名　　称	単位	備　　考
	共E-1-1	鋼管ポール柱（7.8m×φ140×85kg）	本	

機 器 単 価 比 較 表（1／2）

工事名　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事(機械設備)(一般管理費等を含む)

発注区分	整理番号	名　　称	単位	備　　考
	監M-2-1	二川浄水場設置 定水位槽(脱泡槽)	1式	PVC製　壁掛型　V=6L
	監M-2-2	二川浄水場設置 サンプリングポンプ	1式	家庭用給水ユニット　20A 1φ100V×150W×10L/分
	監M-2-3	二川浄水場設置 ポンプサクション管架台（SUS）	1個	
	監M-2-4	二川浄水場設置 サンプリングポンプカバー（SUS）	1個	
		機器費小計(1) 機器重量(kg)		
	監M-3-1	都茂浄水場設置 次亜貯留槽	1台	PVC製　角型　V=100L
	監M-3-2	都茂浄水場設置 次亜注入ポンプ	1台	液中ピストン型 1φ100V×25W
	監M-3-3	都茂浄水場設置 定水位槽(脱泡槽)	1式	PVC製　壁掛型　V=6L
	監M-3-4	都茂浄水場設置 循環ポンプ	1式	水中ポンプ 1φ100V×0.6kW×50L/分
	監M-3-5	都茂浄水場設置 循環ポンプカバー（SUS）	1個	
		機器費小計(2) 機器重量(kg)		
	監M-5-1	笹倉浄水場設置 定水位槽(脱泡槽)	1式	PVC製　壁掛型　V=6L
	監M-5-2	笹倉浄水場設置 サンプリングポンプ	1式	家庭用給水ユニット　20A 1φ100V×150W×10L/分
	監M-5-2	笹倉浄水場設置 ポンプサクション管架台（SUS）	1個	
	監M-5-2	笹倉浄水場設置 サンプリングポンプカバー（SUS）	1個	
		機器費小計(3) 機器重量(kg)		
	監M-8-1	都茂配水池設置 次亜貯留槽	1台	PVC製　角型　V=100L
	監M-8-2	都茂配水池設置 次亜注入ポンプ	1台	液中ピストン型 1φ100V×25W

機 器 単 価 比 較 表（1／2）

工事名　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事(機械設備)(一般管理費等を含む)

発注区分	整理番号	名　　称	単位	備　　考
	監M-8-3	都茂配水池設置 定水位槽(脱泡槽)	1式	PVC製　壁掛型　V=6L
		機器費小計(4) 機器重量(kg)		
		機器費合計 機器総重量(kg)		

機 器 単 価 比 較 表（1／2）

工事名　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事(機械設備)(一般管理費等を含む)

発注区分	整理番号	名　　称	単位	備　　考
	監M-2-1	二川浄水場設置 定水位槽(脱泡槽)	1式	PVC製　壁掛型　V=6L
	監M-2-2	二川浄水場設置 サンプリングポンプ	1式	家庭用給水ユニット　20A 1φ100V×150W×10L/分
	監M-2-3	二川浄水場設置 ポンプサクション管架台（SUS）	1個	
	監M-2-4	二川浄水場設置 サンプリングポンプカバー（SUS）	1個	
		機器費小計(1) 機器重量(kg)		
	監M-3-1	都茂浄水場設置 次亜貯留槽	1台	PVC製　角型　V=100L
	監M-3-2	都茂浄水場設置 次亜注入ポンプ	1台	液中ピストン型 1φ100V×25W
	監M-3-3	都茂浄水場設置 定水位槽(脱泡槽)	1式	PVC製　壁掛型　V=6L
	監M-3-4	都茂浄水場設置 循環ポンプ	1式	水中ポンプ 1φ100V×0.6kW×50L/分
	監M-3-5	都茂浄水場設置 循環ポンプカバー（SUS）	1個	
		機器費小計(2) 機器重量(kg)		
	監M-5-1	笹倉浄水場設置 定水位槽(脱泡槽)	1式	PVC製　壁掛型　V=6L
	監M-5-2	笹倉浄水場設置 サンプリングポンプ	1式	家庭用給水ユニット　20A 1φ100V×150W×10L/分
	監M-5-2	笹倉浄水場設置 ポンプサクション管架台（SUS）	1個	
	監M-5-2	笹倉浄水場設置 サンプリングポンプカバー（SUS）	1個	
		機器費小計(3) 機器重量(kg)		
	監M-8-1	都茂配水池設置 次亜貯留槽	1台	PVC製　角型　V=100L
	監M-8-2	都茂配水池設置 次亜注入ポンプ	1台	液中ピストン型 1φ100V×25W

機 器 単 価 比 較 表（1／2）

工事名　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事(機械設備)(一般管理費等を含む)

発注区分	整理番号	名　　称	単位	備　　考
	監M-8-2	都茂配水池設置 次亜注入ポンプ	1台	液中ピストン型 1φ100V×25W
	監M-8-3	都茂配水池設置 定水位槽(脱泡槽)	1式	PVC製　壁掛型　V=6L
		機器費小計(4) 機器重量(kg)		
	共-1-1	輸送費	1式	
		機器費合計 機器総重量(kg)		

機　械　材　料　単　価　比　較　表（１／１）

工事名　美都簡易水道統合整備事業　遠隔監視設備工事(機械設備)(一般管理費等を含まない)

発注区分	整理番号	名　　称	単位	備　　考
	共M-1	各種弁類	各個	
		ボール弁(PVC EPDM 25A TS)	個	
		ボール弁(PVC EPDM 15A TS)	個	
		ストップ弁(PVC EPDM 20A TS)	個	
		ストップ弁(PVC EPDM 15A TS)	個	
		フート弁(PVC EPDM 20A TS)	個	
		ゲート弁(SUS 20A ねじ込み)	個	
		(再見積依頼要:25A→20A) チェッキ弁(SUS 20A ねじ込み)	個	
		チェッキ弁(SUS 15A ねじ込み)	個	
		チェッキ弁(SUS 25A JIS10k F)	個	
		二方向切替弁(PVC)	個	
		サイフォン防止弁(PVC FKM 15A ねじ込み)	個	
		止水弁(青銅製 20A)	個	
		サドル分水弁(VP用 φ150×φ20)	個	
		サドル分水弁(VP用 φ75×φ20)	個	
		サドルバンド(鋼管用 φ75×φ25)	個	
		注入点ディフューザー (PVC φ25×φ16 ねじ込み)	個	